

## 第2回浦安市障がい者福祉計画策定委員会 議事要旨

### ○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

### ○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和5年9月21日(木) 14:00~15:10

2. 開催場所 東野パティオ2階 会議室3・4 (オンラインと併用)

### 3. 出席団体名

和洋女子大学(委員長)、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも(副委員長)、千葉商科大学、浦安手をつなぐ親の会、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安市聴覚障害者協会、浦安市肢体不自由児・者親の会「どっこらしょ」、いちょうの会、浦安市自閉症協会、社会福祉法人佑啓会、社会福祉法人千楽、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団、一般社団法人こども未来共生会、社会福祉法人なゆた、NPO法人発達わんぱく会、株式会社舞浜コーポレーション、浦安市社会福祉協議会、千葉県弁護士会京葉支部、民生委員児童委員協議会、医療法人社団城東桐和会、介護給付費等の支給に関する審査会、千葉県市川健康福祉センター、千葉県立市川特別支援学校、こども発達センター、教育センター

### 4. 議題

- (1) 浦安市障がい者福祉計画に係る骨子案について
- (2) 浦安市障がい者福祉計画に係る進捗状況について

### 5. 資料

- |        |                   |
|--------|-------------------|
| 議題1資料1 | 成果目標に係る進捗状況表      |
| 議題1資料2 | 浦安市障がい者福祉計画に係る骨子案 |
| 議題2    | 各事業に係る進捗状況表       |
| 参考資料   | 基本指針(概要版)         |

## 6. 議事

### (1) 浦安市障がい者福祉計画に係る骨子案について

事務局から説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

こども発達センター：成果目標に係る進捗状況表について、現計画を策定したのが令和2年度のため、その時点で確定した数字が令和元年度なのでこの比較になっているという認識でよろしいですか。その上で、現計画の期間はあくまでも3年度から5年度なので、令和5年度までの目標設定では、各年度どういうプロセスで進めていくのかが見えにくいと思います。他の項目との兼ね合いから年度ごとの数字を入れるのは難しいのかもしれませんが、次期計画の素案作成のときには、令和6年度、7年度、8年度という記載ができるか検討をしていただけると現場で活動してる我々としては、スケジュール感がわかりやすくなると思います。

児童発達支援センターの設置数の目標について、令和元年度1か所から令和5年度1か所となっています。児童発達支援センターを新たにもう1ヶ所設置しようと考えているならば今のままの表記でもいいと思いますが、設置予定がないのであれば、平成何年度に設置済みなどといった表記のほうが計画としてはいいのかなと思います。

事務局：単年度で表記ができるのであれば検討したいと思います。

委員長：児童発達支援センターの設置については、1ヶ所から1ヶ所という表記だと新たにもう1ヶ所作るのかと市民にも誤解を与えるのではなかろうかという趣旨の質問だと理解しました。逆にこども発達センターに質問です。浦安市としては1ヶ所で十分だという認識なのか、そうではないのか、その辺の現場感を教えていただけますか。

こども発達センター：市内の児童発達支援事業所の皆様の評価にもよると思います。まだまだ不十分なところもありますし、自分たちが関わってる人達だけを支援していたところから地域の皆様と一緒に盛り上げていくような役割をしなくてはいけないと思います。ただ、浦安市の規模感であれば今のところは1ヶ所でいいのではないかと思います。

委員長：人口規模に対して児童発達支援センターは1ヶ所で目標達成ということが市民にも伝わるような書き方がいいと思うので、誤解を生まないような書き方をお願いいたします。

こども発達センター：ペアレントトレーニングの受講者に関して、令和4年度10人となっていますが、オンラインで23人受講しています。オンラインの内容が受講者数にカウントできるのかを精査し、次回以降修正させてください。

第2編の障がい児支援の提供体制の整備について、重症心身障がい児を支援する事業所数は国の基本指針に即して設定されているかと思いますが、浦安市として面的な広がりをしたいと思っているのであれば、国の基本指針では示していませんが、通常の子童発達支援事業所も19事業所ありますので、重症心身障がいに関係なく児童発達支援事業所の数値目標を入れてもらいたいと思っています。

事務局：事業所数は目標設定しておりませんが、必要なサービス見込量は設定しておりますので、そちらで全体の数は協議したいと思っています。

委員長：ニーズがある子どもの数値は年度ごとに示されるので、事業所数の目標は立つと思います。ただ、事業所数に関しては、事業所ごとに定員が異なるので、何箇所をとというのは難しいですが、ニーズのある人員数を見越した事業所数を作っていくという目標は市としてあるとご理解いただければと思います。

浦安市は発達障がいのある方の支援に力を入れているため、ペアトレの人数が少ない印象があるのですが、オンラインでのペアトレ等を実施していることがわかってよかったです。

また、Mitteでも親への支援等も行っていると思いますがいかがでしょうか。

社会福祉法人千楽：千楽が指定管理をしている発達障がい者等地域活動支援センターのMitteは、ペアトレまではいかないですが、親御さんの支援ということで委託相談において、親御さんの相談には乗っています。

一般社団法人こども未来共生会：今の件に関しまして、私ども心理士を中心にペアレントプログラム指定の指導者の資格を取っております。今年度も市民向けに考えており、昨年度も実施いたしました。それに加え、日々の相談の中で保護者をベースにした相談を含めれば、相当な数となっております。

委員長：せっかく行っている努力については、是非、見える化していただきたいと思っていますし、家族支援の部分についてはペアトレの実数だけを記載するよりは、家族支援として行っている内容を記載できるといいと思います。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：我々、視覚障がい者は、現在サポーターが全く足りない状態です。その辺りについてはどのようにお考えでしょうか。私も視覚障がい者ですが、今日も1人で来ています。この資料も見えないので、やっと昨日読み聞かせをお願いすることができ、読んでいただきました。中途障がい者に対しての気持ちのあり方、福祉の姿勢はどのようになっているのか聞かせてください。

委員長：非常に重要なご指摘ありがとうございます。

まず、委員なので事前資料をご理解いただくということについての配慮が必要となります。

次に、視覚障がい者のヘルパーということですが、同行援護の事業所数は減っている地域も多く全国的にやや減少傾向にあると聞いており、同行援護を頼みたいがヘルパーが見つからない、あるいはやってくれる事業所自体が近くにないなどの問題も出ています。同行援護の事業所数は、先ほどの児童発達と同じように計画の第2編で見込み数が出されるので、決して全体像の中で出てきてないから無視してるということではないことはご理解いただきたいです。事務局から何か補足等がありましたらお願いいたします。

事務局：福祉人材の確保については、先ほど読み上げておりませんが、例えば第1編の理解と交流促進の中に情報アクセシビリティ等の向上と意思疎通支援の充実という項目や、地域生活支援の充実の中に福祉人材の確保という項目があります。しかしながら、実際に障がい福祉の分野で働いてくださる人材がなかなか確保できていないという状況はご指摘の通りであると考えています。公的なところが難しいので、ボランティアにご協力をいただきながらやっているところですが、ボランティアの人も高齢になってきたり、支援が行き届かない部分があることはこちらも承知しています。ただ、この問題は福祉だけでなく、あらゆるところで人材が不足してるため、人の取り合いという問題もありますが、福祉の人材の確保、特に障がい分野で働ける人の確保を考えてまいりたいと思います。

委員長：全ての障がい特性に応じた話も本来であればこの場で差し上げるべきと思いますが、障がい種別もかなりの数があるため、浦安市として特に重点をとるところで骨子案が整理されています。ただ、先ほどの説明にもあったようにきちんと計画には盛り込まれているということでもよろしいでしょうか。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：わかりました。ただ今後もこのようなことがありましたら発言しますがよろしいですね。

委員長：もちろんです。発言お待ちしております。

社会福祉法人佑啓会：言葉と数字の理解について改めて伺い、共通認識を持ちたいと思っています。施設入所者の地域生活への移行のところで、地域というのは浦安市を指しているのか、それとも施設の対義語としての地域という言葉を使っているのか。それから、地域移行以外で入所者が減少となる具体例とは何か教えていただけるとありがたいです。

委員長：ここで言っている地域という意味については、浦安市だけを指しているのではないと思います。施設入所の対義語としての地域という意味。その意味で地域移行者が増えたときに施設入所者の減というのは浦安市民で他市の施設に入所している人の減という意味で私は解釈したのですがいかがでしょうか。

事務局：その理解で大丈夫です。

委員長：施設入所をどう捉えるかは確かに難しい問題でもあります。国としては施設入所を真に必要なものに限るといっている言い方をしています。つまり、非常に重度な方、地域の最後のセーフティネットという言い方もしています。なので施設を全てなくすということではない。施設入所をしている人の中にはグループホームや一人暮らしが可能な方もいらっしゃるということで、地域移行を進めていくと理解をしていただきたいと思っています。施設を全てなくす、解体すればいいということではないと押さえておきたいです。

浦安市聴覚障害者協会：第1編の計画に障がい者計画の1（5）情報アクセシビリティ等の向上と意思疎通支援の充実に関して、昨年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法ができました。その中の第12条に防災に対する拠点、緊急時の拠点、情報とコミュニケーションのアクセシビリティの考え方についての項目の中で、聴覚障害者団体と行政関係者が防災に関してスクラムを組んで推進していくプロセスとなっています。そこで第1編の6（1）安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化について、福祉避難所が関係する内容でしょうか。福祉避難所については、ぜひ障がいに合わせた仕組み作りをお願いしますと思います。

委員長：視覚障がい・聴覚障がい含め、情報伝達が滞ると命に関わることもあるので、情報弱者となりやすい聴覚障がい・視覚障がいともに、仕組み作りの中に参加していただくことは良いと思います。

事務局：現在、防災のところを聴覚障がいのある方や団体の方と協議したことはありませんが、これから進めていく中でお話を聞かせていただきたいと思います。

(2) 浦安市障がい者福祉計画に係る進捗状況について

事務局から説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

委員長：資料1-1 地域生活支援拠点についても、児童発達支援センターのところと同じように1ヶ所から1ヶ所という表記になっています。これについては面的整備として56事業所が参画しているとお聞きしたので、参画事業所数の目標を設定してはいいかかと思います。市内事業所が一定規模以上は入ってほしいという思いがあります。ご検討よろしく願いいたします。

7. 閉会

令和5年9月21日(木)  
午後2時～午後3時  
東野パティオ2階 会議室3・4

浦安市障がい者福祉計画策定委員会（令和5年度第2回）次第

1 開会

2 議題

- (1) 浦安市障がい者福祉計画に係る骨子案について
- (2) 浦安市障がい者福祉計画に係る進捗状況について

3 閉会

■浦安市障がい者福祉計画 成果目標に係る進捗状況表  
(第2編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画)

項目	表題	国の考え方(基本指針)	市の考え方		進捗状況 (R5.3.31時点)
			項目	成果目標・活動指標	
1	施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度末時点の施設入所者数の6.0%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</li> <li>令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。</li> </ul>	地域移行者数	令和元年度末時点の施設入所者数54人に施設入所を整備した6人を加えた60人のうち、令和5年度末までに6.0%(4人)以上の人を地域生活に移行する。	令和3年度:2人 令和4年度:1人
			施設入所者数の削減	令和元年度末時点の施設入所者数54人に施設入所を整備した6人を加えた60人のうち、令和5年度末までに5.0%(3人)以上減らし57人以下にする。	55人
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障がいのある人の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。</li> <li>令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。</li> <li>精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。</li> </ul>	地域包括ケアシステムを構築するための協議の場の開催回数	年4回以上	市川・浦安圏域における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム代表者会議・実務者会議  令和4年度 代表者会議:1回 実務者会議:3回
			地域包括ケアシステムを構築するための協議の場における目標設定と検証実施	年4回以上実施	令和4年度:年1回
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間に、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とする。</li> </ul>	地域生活支援拠点設置箇所数	1か所(面的整備部分の機能強化を図る)	1か所
			機能検証の実施回数	毎年度、運用状況の検証・検討を実施	自立支援協議会にて年1回実施
4	福祉施設から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍以上とする。うち 就労移行支援を通じた移行者数:1.30倍以上とする。就労継続支援A型を通じた移行者数:概ね1.26倍以上 就労継続支援B型を通じた移行者数:概ね1.23倍以上</li> <li>就労定着支援の利用者:一般就労への移行者のうち、7割以上が利用する。</li> <li>就労定着率8割以上の就労定着支援:7割以上とする。</li> </ul>	一般就労への移行者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の1.27倍以上かつ就労系サービスの目標の合計値以上 【令和元年度実績】7人 【令和5年度目標】9人以上 うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の1.3倍以上 【令和元年度実績】3人 【令和5年度目標】4人以上 うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の1.26倍以上 【令和元年度実績】3人 【令和5年度目標】4人以上 うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の1.23倍以上 【令和元年度実績】1人 【令和5年度目標】2人以上	令和4年度:16人  令和4年度:15人  令和4年度:1人
			就労定着支援事業利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者 【令和5年度目標】7割以上	令和4年度:約6割
			就労定着率	就労定着支援事業の就労定着率 【令和5年度目標】就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	令和4年度:10割
5	障がい児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置するとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</li> <li>主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</li> <li>各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</li> </ul>	児童発達支援センターの設置	令和元年度:1か所 → 令和5年度:1か所	1か所
			保育所等訪問支援の実施(事業所数)	令和元年度:2か所 → 令和5年度:3か所	令和4年度:2か所
			重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	令和元年度:2か所 → 令和5年度:3か所 (令和5年度内訳:児童発達支援1か所 放課後等デイサービス2か所)	児童発達支援:2か所 放課後等デイサービス:2か所
			協議の場の設置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する	未設置
			コーディネーターの配置	医療的ケア児等に関するコーディネーター1人配置	未配置
		ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	令和元年度:19人 → 令和5年度:27人	令和4年度:10人	
6	相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村又は各圏域で、総合的・専門的な相談支援体制の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。</li> </ul>	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年2件以上実施	令和4年度:10件
			地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年3件以上実施	令和4年度:グループスーパービジョン7回
			地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	年2回以上	令和4年度:相談支援実務者会議3回
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。</li> </ul>	障害福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加人数	令和元年度:11人 → 令和5年度:12人	令和4年度:12人
			障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有(実施回数)	年1回以上	令和4年度:年2回実施



# 浦安市障がい者福祉計画（令和6年度～令和8年度）骨子案

令和5年9月21日 第2回計画策定委員会  
議題1-2 浦安市障がい者福祉計画に係る骨子案

計画の位置づけ	基本理念	第1編 障がい者計画	第2編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
<p>浦安市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画</p> <p>「浦安市障がい者福祉計画」は、障害者基本法に規定された「障害者計画」と、障害者総合支援法に規定された「障害福祉計画」及び児童福祉法に規定された「障害児福祉計画」を一体的に策定する。</p> <p>また、市の上位計画・他の分野別計画との整合性を図る。</p>	<p>『誰もが共に支え合い、自分らしく暮らせるまちへ』</p> <p>障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしく自立して生活を送ることができるよう、共に支え合う、思いやりのあるやさしいまちを目指す。</p>	<p><b>【施策の方向性】</b></p> <p><b>1. 理解と交流の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 相互理解の推進</li><li>(2) 担い手となる市民による支援活動の推進</li><li>(3) 交流機会の推進</li><li>(4) 差別の解消・権利擁護等の推進</li><li>(5) 情報アクセシビリティ等の向上と意思疎通支援の充実</li></ul> <p><b>2. 地域生活支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 地域の相談支援体制の充実</li><li>(2) 在宅福祉サービスの充実</li><li>(3) 福祉用具利用支援の充実</li><li>(4) 日中活動の場の充実</li><li>(5) 地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保</li><li>(6) 福祉人材の確保</li></ul> <p><b>3. 保健・医療の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見</li><li>(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化</li></ul> <p><b>4. 子どもへの支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 就学前療育・教育の充実</li><li>(2) 就学後療育・教育の充実</li><li>(3) 就学・進学相談の充実</li><li>(4) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実</li></ul> <p><b>5. 雇用・就労支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 就労支援体制の充実と障がい者雇用の促進</li><li>(2) 福祉的就労の促進</li></ul> <p><b>6. 生活環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化</li><li>(2) 安全・安心に暮らすことができる防犯体制の強化</li><li>(3) 歩行空間・公共施設等のバリアフリーの推進</li></ul> <p><b>7. 自立と社会参加の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) こころ豊かに過ごすことのできる余暇活動の推進</li><li>(2) 自主的活動の促進</li></ul>	<p><b>【成果目標及び活動指標】</b></p> <p><b>1. 施設入所者の地域生活への移行</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 地域移行者数</li><li>(2) 施設入所者数の削減</li></ul> <p><b>2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数</li><li>(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数</li><li>(3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数</li></ul> <p><b>3. 地域生活支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 地域生活支援拠点設置数</li><li>(2) 機能検証の実施回数</li><li>(3) 地域生活支援拠点に関するコーディネーターの配置</li></ul> <p><b>4. 福祉施設から一般就労への移行</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 一般就労への移行者数</li><li>(2) 就労定着支援事業利用者数</li><li>(3) 就労定着率</li></ul> <p><b>5. 発達障がいに対する支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 青少年発達サポートセンター及び発達障がい者等地域活動支援センター各利用者数</li><li>(2) 同センターにおける相談件数</li><li>(3) 同センターによる関係機関への専門的な指導・助言件数</li></ul> <p><b>6. 障がい児支援の提供体制の整備等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 児童発達支援センターの設置数</li><li>(2) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数</li><li>(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置</li><li>(4) 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置</li></ul> <p><b>7. 相談支援体制の充実・強化等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 基幹相談支援センターの設置</li><li>(2) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数</li><li>(3) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数</li><li>(4) 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数</li><li>(5) 協議会における個別事例の検討</li></ul> <p><b>8. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加人数</li></ul>
<p>本市の状況</p>	<p><b>基本的視点</b></p> <p>本計画の基本理念の達成に向け、以下の視点に立ち、施策を推進する。</p> <p><b>1 固有の尊厳の尊重と多様性に満ちた共生社会の実現</b></p> <p>誰もがお互いの存在を認め合い、安心して住み慣れた地域で暮らしていくために、差別や偏見、虐待など、障がいのある人の理不尽な困難を強いている要因をなくすとともに、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、固有の尊厳と権利が守られる共生社会を実現します。</p> <p><b>2 自己決定の尊重、意思決定支援</b></p> <p>障がいのある人の希望する生活を送ることができるよう、本人の意思に基づき自己決定ができる環境を整備します。</p> <p>また、障がいのある人の意思の表明が困難な場合であっても、意思決定を支援するとともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。</p> <p><b>3 地域社会を支える総合的、包括的な支援</b></p> <p>障がいのある人一人ひとりの性別、年齢、障がいの種類やその状態、生活の状況等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて、施策を展開します。</p> <p>障がいのある人やその家族を含めた多様なニーズに対応し、地域での暮らしを適切に支えられるよう、保険・医療・福祉にとどまらず、生活を支える様々な分野との連携を図りながら、総合的、包括的な支援体制を構築します。</p>		

障がい者福祉計画(計画期間:令和3年度～令和5年度)進捗状況一覧

令和5年9月21日 第2回計画策定委員会

議題2 各事業に係る進捗状況表

(既存事業)

\* 施策の方向性・基本施策・事業名・事業内容は、浦安市障がい者福祉計画(令和3年度～令和5年度版)に掲載した内容となっております。

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(令和3年度～令和5年度)(イ)	計画内容(令和6年度～令和8年度)(ウ)	事業を実施している・進めていく上での課題点(エ)	令和6年度以降の方向性(オ)	令和6年度以降の方向性についてその項目を選択した理由を記入してください。(カ)
1	障がい事業課 障がい福祉課	1. 理解と交流の促進	(1)相互理解の推進	障がい者福祉推進事業(知識の普及啓発)	市の各部署が連携し、関係機関、障がいのある人、障がい者団体、支援団体等と協力しながら、障がいや障がいのある人への理解を深めるため、「このころのバリアフリーハンドブック」及び「手話言語等条例啓発冊子」を配布するとともに、市のホームページや動画共有サービス等を活用し、手話等の動画を配信します。「このころのバリアフリーハンドブック」及び「手話言語等条例啓発冊子」の配布先の拡充や、小学校の総合的な学習の時間の活用など、より充実した内容を検討していきます。市民や市職員、教育関係者、支援者等を対象とした講演会や、障がい者週間記念イベントなどを開催します。	やや遅れている	障がいの特性や障がいのある方への理解と関心を深めるため、「このころのバリアフリーハンドブック」及び「手話言語等条例啓発クリアファイル」を作成・配布するとともに、手話に関する動画を制作し配信した。また行政職員、教員、市民等に向けた講演会や啓発イベントを実施した。(市職員向け研修、自閉症支援者養成研修、一般向け講演会等)計画期間においては、コロナ禍により、一部講演会や啓発イベントの実施を見送る形となった。 ●実績 R3年度 研修等2回 R4年度 研修等4回、講演会1回 R5年度 研修等5回、講演会1回(予定)	障がいの特性や障がいのある方への理解と関心を深めるため、「このころのバリアフリーハンドブック」及び「手話言語等条例啓発クリアファイル」を用い、小中高生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講演会や啓発イベントを実施する。	合理的配慮の提供が事業者においても義務化されるため、どのような形で周知啓発を行っていくか検討する。「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行に伴い、さらなる情報アクセシビリティの向上と意識疎通支援の充実の施策が求められている。	維持継続	市の各部署が連携し、関係機関、障がいのある人、障がい者団体、支援団体等と協力しながら、障がいや障がいのある人への理解を深める必要があるため
2	障がい事業課	1. 理解と交流の促進	(1)相互理解の推進	自立支援協議会の開催(権利擁護)	障がいのある人の権利を擁護するため、自立支援協議会において、市民が障がい及び障がいのある人への理解を深めることができるよう検討を行いながら、周知・啓発を推進します。	予定どおり	障がい者の権利擁護を強化するためのネットワークづくりと啓発活動を行うことを目的とした「権利擁護部会」を開催し、関係機関との連携を強化した。 (主な議題内容) ・8050問題の調査について ●実績 R3年度 3回開催 R4年度 3回開催 R5年度 3回開催(予定)	令和6年度における部会構成については、令和5年度における各部会での議論を基に、「プロジェクト型」の部会を行い、権利擁護部会は実施しない予定である。	8050問題の調査結果の活用方法について検討の余地がある。	その他	令和5年度における各部会での議論を基に、「プロジェクト型」の部会を行い、権利擁護部会は実施しない予定であるため
3	人事課	1. 理解と交流の促進	(1)相互理解の推進	新規採用職員研修	職員対応要領に基づき、新規採用職員研修等で、障がいの特性や障がいのある人への理解を推進するための福祉研修を行います。	予定どおり	令和3年度以降、障がい事業課及び外部講師による「障がいのある方に対する合理的配慮等」に関する研修を実施している。 令和3年度受講者数 38名 令和4年度受講者数 51名 令和5年度受講予定者数 51名(R5.5.30実施予定)	引き続き毎年度、新規採用職員研修にて研修を行う。	なし	維持継続	障がいの特性や障がいのある人への理解を推進するため
4	障がい事業課 障がい福祉課	1. 理解と交流の促進	(1)相互理解の推進	職員研修	職員対応要領に基づき、障がいや障がいのある人の理解を深めるため、新たに監督者になった職員の研修を必須で行うとともに、市消防職員や教職員などの職員へも研修を実施します。また、手話言語等条例に基づき、手話の理解を推進するための職員研修を実施します。	やや遅れている	障がい者の差別解消、権利擁護、合理的配慮に加え、手話言語条例についての理解を深めるため、課長級職員を中心に研修を行う予定であったが、令和3年度、4年度はコロナ禍により実施を見送る形となった。 ●実績 令和3年度 なし 令和4年度 なし 令和5年度 2回(予定)	障がい者の差別解消、権利擁護、合理的配慮に加え、手話言語条例についての理解を深めるため、課長級職員を中心に研修を行う。	なし	維持継続	障がいや障がいのある人の理解を深める必要があるため
5	市民参加推進課	1. 理解と交流の促進	(2)担い手となる市民による支援活動の推進	市民活動促進事業	市民活動支援の拠点施設である市民活動センターの運営を行うとともに、市民活動団体が主体的に行う公益的な活動に対し支援を行います。	予定どおり	市民活動センターの運営について、市民活動センターに登録している団体のうち「保健・医療または福祉の増進を図る活動」を主な活動分野としているものは以下のとおり。 令和3年度(令和4年3月末):54団体 令和4年度(令和5年3月末):55団体 令和5年度(令和6年3月末):未定 また、市民活動団体が主体的に行う公益的な事業に対する補助について、申請があったものうち、障がい者支援を目的としている団体の事業に対し補助金の交付を行った件数は以下のとおり。 令和3年度市民活動補助金(自立促進):1団体 令和4年度市民活動補助金(自立促進):1団体 令和5年度市民活動補助金(活性化):1団体	市民活動団体が主体的に行う公益的な活動を支援するため、市民活動センターの運営を行う。	担い手や資金不足により活動の継続が危ぶまれる市民活動団体がある中、その支援として、団体の活動紹介の場を絶やさないことが必要である。	維持継続	市民活動を継続させ促進するためには、中間支援組織の継続的な支援が必要であるため
6	障がい事業課	1. 理解と交流の促進	(2)担い手となる市民による支援活動の推進	事業の後援(支援団体の後援)	障がいのある人を支援する市民活動団体などが講演会やイベントを行う際に、市民への周知を図るなど、側面的支援を行い、事業の後援を行います。	予定どおり	市民活動団体等が障がい福祉に関する講演会等の事業や障がいのある人を対象としたイベントを実施する際に、広報うらやすや市ホームページ等での周知広報を行った。 ●周知広報団体数 R3年度 9団体 R4年度 9団体	市民への障がいのある方への理解を深めるため、市民活動団体等が、障がい福祉関係の講演会等の事業や障がいのある人を対象としたイベントを行う際に、周知広報の協力等、側面的支援を行う。	周知に関して広報うらやすやHPへの掲載に制限がかかる可能性があるため、事前に団体との調整が必要である。	維持継続	今後も、市民活動団体等が、障がい福祉関係の講演会等の事業や障がいのある人を対象としたイベントを行う際に、周知広報の協力等、側面的支援を行い、市民活動団体等とともに、障がいのある方への理解の促進を図るため
7	人事課	1. 理解と交流の促進	(2)担い手となる市民による支援活動の推進	ボランティア休暇制度	職員が自発的に障がい者施設等で支援活動を行う際に、1年に5日の範囲内でボランティア休暇を付与します。	予定どおり	●実績 令和3～5年度 なし	引き続き、グループウェアのキャビネット内で休暇について周知していく。	なし	維持継続	職員が行政とは異なる側面から市民生活に触れることで、視野を広めることで行政面でもより良い効果をもたらすことができるため
8	社会福祉課 (社会福祉協議会)	1. 理解と交流の促進	(2)担い手となる市民による支援活動の推進	地域福祉推進事業	手話、点字、拡大写本、朗読、介助等障がいのある人をサポートしているボランティア活動の推進を図ります。また、浦安市社会福祉協議会の各支部が実施しているサロンや見守り活動等への支援を行い、住民同士の親睦やつながりを深めます。	やや遅れている	新型コロナウイルスの感染対策を講じながらボランティア活動や社会福祉協議会支部の事業を実施した。	利用者の福祉ニーズに対応できるよう、ボランティア活動、サロンや見守り支援などを継続して行う。今後も担い手の確保やPRの充実、講座の開催等を積極的に進める。	ボランティア情報などを広報誌やSNSなどを活用しながらPRを行っていく予定だが、情報を得にくい利用者に対しての周知について検討する必要がある。	維持継続	制度にとらわれないボランティアや地域活動は、支援を必要としている方々に必要不可欠であるため

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(令和3年度～令和5年度)(イ)	計画内容(令和6年度～令和8年度)(ウ)	事業を実施している・進めていく上での課題点(エ)	令和6年度以降の方向性(オ)	令和6年度以降の方向性についてその項目を選択した理由を記入してください。(カ)
9	障がい事業課	1. 理解と交流の促進	(3) 交流機会の推進	障がい者福祉推進事業(啓発イベントの開催)	障がいや障がいのある人の理解を深めるため、障がいのある人もない人も共に参加できるイベントを開催します。	予定どおり	障がいや障がいのある人への理解を深めるため、障害者週間の期間中、パネル展を実施し啓発活動を行った。 ●実績 令和3年度 1回 令和4年度 1回 令和5年度 1回	障がいの特性や障がいのある人の理解を深めるため、障がい者週間の期間に合わせ、障がいについての啓発活動を実施する。	より多くの市民に障がいについて興味を持ってもらえるようにイベント等の実施方法を検討する必要がある。	維持継続	障がいや障がいのある人の理解を深めるため、継続してパネル展等による周知啓発を図る必要があるため
10	障がい事業課	1. 理解と交流の促進	(3) 交流機会の推進	障がい福祉団体事業費補助	障がい福祉団体が行う事業に要する費用を一部補助します。	予定どおり	障がい福祉団体が行う事業に要する経費の補助を行った。 ●補助金交付実績 R3年度 5団体 968,000円 R4年度 5団体 960,000円 R5年度 6団体 1,552,000円(予定)	障がいのある方の福祉の増進を図るため、障がい福祉団体が行う事業に要する経費を補助する。	団体の活動に対して、適切な補助が行っているか、他市町村の障がい福祉団体に対する支援を調査する必要がある。	維持継続	障がい者又は障がい児の福祉の向上のために活動する障がい福祉団体を支援するため
11	教育センター	1. 理解と交流の促進	(3) 交流機会の推進	交流及び共同学習	特別支援学級と通常の学級の子どもたちが共に学ぶ機会が得られるよう、交流及び共同学習を計画的に実施します。	予定どおり	研修会等で各小中学校に特別支援教育全体計画における交流及び共同学習を位置付け、系統的、継続的に取り組むよう、指導・助言してきた。コロナ禍ではあったが、各学校では工夫しながら実施した。	児童生徒の実態や配慮事項に応じた取り組みとなるよう、具体的な実践例を紹介し、教職員の共通理解を図るように推進していく。	児童生徒にとってより良い交流を実現させるために、交流の目的や内容の更なる丁寧な共通理解が必要。	維持継続	特別支援学級と通常の学級の子どもたちが共に学ぶ機会が得られるようにするため
12	教育センター	1. 理解と交流の促進	(3) 交流機会の推進	居住地校交流の推進	本市在住の特別支援学校に在籍する児童生徒が、地域の小・中学校において交流を図る「居住地校交流(県の事業)」を推進します。	予定どおり	コロナ禍ではあったが、対面だけでなく、オンラインや手紙での交流など、工夫しながら行った。	児童生徒の実態や配慮事項に応じた取り組みとなるよう、具体的な実践例を紹介し、教職員の共通理解を図るように推進していく。	児童生徒にとってより良い交流を実現させるために、交流の目的や内容の更なる丁寧な共通理解が必要。	維持継続	子どもたちにとって、地域の仲間として関わりながら、ともに助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶ機会となるため
13	障がい事業課	1. 理解と交流の促進	(4) 差別の解消・権利擁護等の推進	障がい者差別解消推進計画の策定	障がいや障がいのある人への理解を深める取り組みや、相談及び紛争防止等のための体制整備など、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、障がい者福祉計画の策定に合わせて、障がい者差別解消推進計画を策定し、3年ごとに見直しを行います。	予定どおり	障がい者福祉計画の策定に合わせて、障がい者差別解消推進計画を策定した。	障がい者福祉計画の策定に合わせて、障がい者差別解消推進計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。	なし	維持継続	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため
14	障がい事業課 障がい福祉課	1. 理解と交流の促進	(4) 差別の解消・権利擁護等の推進	障がい者福祉推進事業(知識の普及啓発)【再掲】	市の各部署が連携し、関係機関、障がいのある人、障がい者団体、支援団体等と協力しながら、障がいや障がいのある人への理解を深めるため、「こころのバリアフリーハンドブック」及び「手話言語等条例啓発冊子」を配布するとともに、市のホームページや動画共有サービス等を活用し、手話等の動画を配信します。「こころのバリアフリーハンドブック」及び「手話言語等条例啓発冊子」の配布先の拡充や、小学校の総合的な学習の時間の活用など、より充実した内容を検討していきます。市民や市職員、教育関係者、支援者等を対象とした講演会や、障がい者週間記念イベントなどを開催します。	【再掲】					
15	障がい事業課	1. 理解と交流の促進	(4) 差別の解消・権利擁護等の推進	障がい者権利擁護センター	障がいのある人への虐待及び差別について一体的に相談を受け、適切な支援や保護等を行います。	予定どおり	障がい者の虐待及び差別について一体的に相談を受け、必要な支援や保護等を行った。 ●実績(相談件数) R3年度 虐待45件 差別6件 R4年度 虐待50件 差別10件	障がい者の虐待及び差別について一体的に相談を受け、必要な支援や保護等を行う。	長期間にわたる支援ケースについては、一定程度虐待リスクが下がった段階で、再通報の基準を定めてうえで終結を検討する。	維持継続	障がいのある人への虐待及び差別について一体的に相談を受け、適切な支援や保護等を行うため
16	障がい事業課	1. 理解と交流の促進	(4) 差別の解消・権利擁護等の推進	職員対応要領の実施	職員対応要領に基づき、市主催の会議、講座、催し等において、障がいの特性に配慮した市職員の合理的配慮の提供を推進します。	予定どおり	職員対応要領に基づき、新規採用職員向けに研修を実施した。 ●実績 令和3年度 1回 令和4年度 1回 令和5年度 1回	職員対応要領に基づき、市主催の会議、講座、催し等において、障がいの特性に配慮した合理的配慮の提供を推進する。	なし	維持継続	市職員が障がいについての理解を深め、職員対応要領に基づいた合理的配慮の提供を推進するため
17	障がい事業課	1. 理解と交流の促進	(4) 差別の解消・権利擁護等の推進	障がい者福祉推進事業(虐待防止講演会・研修会)	障がい者虐待の防止や障がい者差別の解消を推進するため、市民や福祉サービス事業者等を対象に講演会や研修会を開催します。	予定どおり	教育関係者、支援者、一般市民向けの講演会を実施した。 ●実績 R3年度 一般市民向け講演会 なし 支援者向け研修1回 R4年度 一般市民向け講演会1回 支援者向け研修3回 R5年度(予定) 一般市民向け講演会1回 支援者向け研修3回(予定)	障がい者虐待の防止や障がい者差別の解消を推進するため、市民や福祉サービス事業者等を対象に講演会や研修会を開催する。	なし	維持継続	障がいを理由とする差別や虐待防止を目的として、市民や福祉サービス事業者の障がいに対する知識や理解を深めていく必要があるため
18	社会福祉課 障がい事業課 高齢者包括支援課 中央地域包括支援センター	1. 理解と交流の促進	(4) 差別の解消・権利擁護等の推進	高齢者・障がい者権利擁護協議会の開催	障がい者虐待、障がい者差別、高齢者虐待及び成年後見制度の利用促進に関して協議を行い、関係機関との連携強化を図ります。	予定どおり	学識経験者及び関係機関から構成される高齢者・障がい者権利擁護協議会において、虐待及び差別について協議を行うとともに、連携を図った。H30年度からは成年後見の利用促進に関する事項も協議会の協議事項に加えた。 ●実績 R3年度 2回・実務者会議1回開催 R4年度 2回・実務者会議1回開催 R5年度 2回・実務者会議1回開催(予定)	高齢者虐待、障がい者虐待及び障がい者差別に関して協議を行い、関係機関の連携を推進する。	なし	維持継続	障がいを理由とする差別の解消に向けての取組を効果的かつ円滑に行うにあたり、関係機関等との連携協力体制を図る必要があるため

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(令和3年度～令和5年度)(イ)	計画内容(令和6年度～令和8年度)(ウ)	事業を実施している・進めていく上での課題点(エ)	令和6年度以降の方向性(オ)	令和6年度以降の方向性についてその項目を選択した理由を記入してください。(カ)
19	選挙管理委員会	1. 理解と交流の促進	(4) 差別の解消・権利擁護等の推進	郵便投票制度等	投票所に仮設スロープを設置するとともに、点字版氏名掲示、候補者の略歴、政見等を点字で記載した「選挙のお知らせ」や点字器などを用意します。また身体に重度な障がいがあり一定の要件を満たす方が、自宅で投票できる「郵便投票制度」を実施します。	予定どおり	【令和3年度衆議選】 ・期日前投票所5か所全てに点字版氏名掲示、点字器を用意 ・選挙期日の投票所31か所全てに点字版氏名掲示、点字器を用意 ・選挙期日の投票所31か所の内、入口に段差がある場所に仮設スロープを設置 ・郵便投票14件投票 【令和4年度参議選】 ・期日前投票所5か所全てに点字版氏名掲示、点字器を用意 ・選挙期日の投票所31か所全てに点字版氏名掲示、点字器を用意 ・選挙期日の投票所31か所の内、入口に段差がある場所に仮設スロープを設置 ・郵便投票16件投票 【令和5年度統一地方選挙及び衆議補選】 ・期日前投票所5か所全てに点字版氏名掲示、点字器を用意 ・選挙期日の投票所31か所全てに点字版氏名掲示、点字器を用意 ・選挙期日の投票所31か所の内、入口に段差がある場所に仮設スロープを設置 ・郵便投票 県議選10件、衆議補選12件、市議選12件投票	【令和6年度(2024年度)に予定されている選挙】 ・なし 【令和7年度(2025年度)に予定されている選挙】 ・市長選 ・知事選 ・参議選 ・衆議選 【令和8年度(2026年度)に予定されている選挙】 ・なし	なし	維持継続	引き続き障がいのある方に配慮した選挙事務を行うため
20	社会福祉課(社会福祉協議会)障がい事業課	1. 理解と交流の促進	(4) 差別の解消・権利擁護等の推進	成年後見事業	市の成年後見制度利用促進の中核機関において、成年後見制度の周知と利用のサポート、法人後見等を行います。障がいの特性に応じた成年後見制度の利用状況や支援の在り方等について、自立支援協議会で協議します。	予定どおり	成年後見制度周知のためのPRイベントや出前講座、セミナーなどを実施。また、身寄りのない方、経済的困窮の方など、法人として後見を行った。	成年後見制度周知のためのPRイベントや出前講座、セミナーなどを実施する。また、身寄りのない方、経済的困窮の方など、法人として後見を行う。	法人後見の受任数には、限りがあるため、市民後見人の受任など、検討が必要となる。	維持継続	高齢化が進む中、成年後見制度の利用は増加しており、制度についての周知も必要となるため
21	障がい福祉課	1. 理解と交流の促進	(4) 差別の解消・権利擁護等の推進	成年後見制度利用支援	費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められた障がいのある人に対し、その費用の助成を行います。	予定どおり	令和3年度実績 17件 令和4年度実績 16件 令和5年度見込 20件	引き続き、事業を実施していく。	さらなる制度の周知・普及	維持継続	障がいや障がいのある人への理解を促進するため、事業を維持継続していく。
22	社会福祉課(社会福祉協議会)	1. 理解と交流の促進	(4) 差別の解消・権利擁護等の推進	成年後見センター事業	成年後見支援センターにおいて、将来の不安や親亡き後に備えての相続・遺言・成年後見制度に関する法律相談を実施します。また、身寄りに後見人等の適任者がいない方に対し、法人として後見を行います。	予定どおり	相続や遺言など将来の不安に関する相談、金銭管理等への支援が必要な方に関する相談、成年後見制度の利用など、法律相談を実施。また、身寄りのない方、経済的困窮の方など、法人として後見を行った。	相続や遺言など将来の不安に関する相談、金銭管理等への支援が必要な方に関する相談、成年後見制度の利用など、法律相談を実施する。また、身寄りのない方、経済的困窮の方など、法人として後見を行う。	法人後見の受任数には、限りがあるため、市民後見人の受任など、検討が必要となる。	維持継続	高齢化が進む中、相続・遺言・成年後見制度に関する相談場所は必要であるため
23	社会福祉課(社会福祉協議会)	1. 理解と交流の促進	(4) 差別の解消・権利擁護等の推進	市民後見推進事業	市民後見人養成講座を開講し、さらなる市民後見人の選任を目指すとともに、講座の修了生については、必要な知識や技能などが習得できるよう、フォローアップ研修を実施します。浦安市社会福祉協議会の法人後見をサポートする法人後見支援員や成年後見制度のPR活動に取り組めます。	予定どおり	市民後見人養成講座については、令和3年度、コロナ禍により未実施となったが、令和4年度より開講し、令和5年度末に終了予定。なお、講座の修了生については、市民後見人としての活動、成年後見サポーターズ活動など、必要な知識・技能・論理が習得できるようフォローアップ研修等を実施。また、社会福祉協議会の法人後見サポートする法人後見支援員や成年後見制度のPR活動に取り組む。	市民後見人養成講座を開講し、さらなる市民後見人の選任を目指すとともに、講座の修了生については、必要な知識・技能・論理が習得できるよう、フォローアップ研修を実施する。また、社会福祉協議会の法人後見サポートする法人後見支援員や成年後見制度のPR活動に取り組む。	・研修後の活動の場の確保(すぐに市民後見人として活動する案件が発生しないため、学んだことを活かせる場の提供が必要)	維持継続	高齢化が進み、親族が遠方に居住するなど、単身高齢者が増加することも考えられ、成年後見制度の利用者が増えてくるものと考えられる中、地域における支え合いを目指したとき、計画的に市民後見人を増やすことは重要であるため
24	広聴広報課	1. 理解と交流の促進	(5) 情報アクセシビリティ等の向上と意思疎通支援の充実	声の広報	ボランティア連絡協議会加盟の朗読グループの協力を得て、毎月1日・15日発行の広報うらやすの内容を吹き込んだデジタイズ図書やCDを作製し、希望者に郵送で貸し出します。	予定どおり	毎月1日・15日発行の広報うらやすと、随時発行する特集号の内容を、朗読グループがデジタイズ図書やCDに吹き込んだものを、希望者に送付した。 ●実績(累計) 令和3年度 700人 令和4年度 682人	毎月1日・15日発行の広報うらやすと、随時発行する特集号の内容を吹き込んだデジタイズ図書やCDを作製し、希望者に送付する。	媒体に収録可能な分量にまとめるため、記事の取捨選択が必要である。	維持継続	一定数の利用希望者がおり、市から発する情報のアクセシビリティを保つため
25	広聴広報課	1. 理解と交流の促進	(5) 情報アクセシビリティ等の向上と意思疎通支援の充実	公式ホームページ	市政情報や各種手続き、緊急情報など、市に関するすべての情報を掲載している浦安市公式サイトは、高齢者や障がい者など心身の機能に制約がある方でも、年齢的・身体的条件にかかわらず、提供しているすべての情報にアクセスし、利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮します。	やや遅れている	市の事業やイベント情報、市内であった出来事など、市に関する情報等を提供するため、担当者が随時処理を行った。また、ウェブアクセシビリティに配慮し、画像の代替テキストの入力やページの構造の見直しなどを行った。	市の事業やイベント、緊急時の情報など、市に関する情報等を提供するため、担当者が随時処理を行い、情報の提供を行う。また、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページを作成する。	現在の日本基準であるJIS2.0への対応ができていない。また、今後はスマートフォンなどでの閲覧を重視した、モバイル対応を行っていく必要がある。	見直し継続	マルチデバイス対応を視野にいれ、現在のJISに対応できるよう、見直しを行っていく必要があるため
26	障がい福祉課	1. 理解と交流の促進	(5) 情報アクセシビリティ等の向上と意思疎通支援の充実	意思疎通支援事業	聴覚に障がいのある人が意思の疎通を図ることができるよう、手話及び要約筆記者を派遣します。また、タブレット端末等を利用した遠隔手話サービスを拡充し、利便性の向上を図ります。	予定どおり	令和3年度実績 手話通訳派遣295件、要約筆記派遣112件 令和4年度実績 手話通訳派遣342件、要約筆記派遣69件 令和5年度見込 手話通訳派遣350件、要約筆記派遣100件	利用者数の拡大、支援内容の拡充を図りながら、引き続き事業を継続していく。	・手話通訳者及び要約筆記者の育成 ・聴覚に障がいのある人へのさらなる制度の周知・普及	維持継続	障がいや障がいのある人への理解を促進するため、事業を維持継続していく。
27	障がい福祉課	1. 理解と交流の促進	(5) 情報アクセシビリティ等の向上と意思疎通支援の充実	ヒアリンググループ整備事業	聴覚に障がいのある人の聴こえをサポートするため、公民館などの公共施設にヒアリンググループを計画的に整備します。	予定どおり	令和3年度実績 移動型:10台、設置型:11台、卓上型:7台 令和4年度実績 上記と同じ 令和5年度見込 上記と同じ	既設の施設の利用状況、また未設置の施設の設置ニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	なし	維持継続	障がいや障がいのある人への理解を促進するため、事業を維持継続していく。
28	中央図書館	1. 理解と交流の促進	(5) 情報アクセシビリティ等の向上と意思疎通支援の充実	障がい者サービス事業	視覚等に障がいのある人のために、点訳図書、音声図書、テキストデータなどの資料を製作し、提供します。また、対面朗読も行います。来館が困難な人のために、図書館の本や雑誌などを自宅まで届ける宅配サービスを行います。	予定どおり	視覚等に障がいのある人の要望に応じて、点訳図書、音声図書、テキストデータなどの資料を製作し、提供した。また、対面朗読も行った。来館が困難な人のために、図書館の本や雑誌などを自宅へ届ける宅配サービスを行った。	引き続き、資料の製作、提供、および対面朗読、宅配サービスを実施する。	点訳図書、音声図書、テキストデータの製作を協力者に依頼しているが、協力者の高齢化のため、新たな協力者の育成を行う講習会が必要である。	維持継続	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)にある、「障がいの有無にかかわらずすべての人に読書を通じて文字・活字文化の恵みを受用することができる社会を実現する」ためにも、必要な事業であるため
29	障がい事業課	1. 理解と交流の促進	(5) 情報アクセシビリティ等の向上と意思疎通支援の充実	障がい福祉ガイドブック	福祉制度の改正に対応できるよう、各法律や条例等で規定されている福祉制度のあらましを記載したガイドブックを毎年度見直しながら作成し配布します。また、幅広く市民に情報を提供できるよう、電子書籍についても、毎年度、更新・作成し、市ホームページに掲載するとともに、音声読み上げソフトにも対応させた。	予定どおり	各法律や条例等で規定されている福祉制度のあらましを記載したガイドブックを毎年度更新しながら作成し、市民等に配布した。また幅広く市民に情報を提供できるよう、電子書籍を作成し、スマートフォンやタブレット端末にも対応できるものとして市ホームページに掲載するとともに、音声読み上げソフトにも対応させた。	福祉制度の改正に対応できるよう、毎年度、ガイドブックを見直したうえで作成し、市民等に配布する。また幅広く市民に情報を提供できるよう、電子書籍についても、毎年度、更新・作成し、市ホームページに掲載する。	市民等が情報を得やすい障がい福祉ガイドブックを作成するために校正・レイアウトなどについて随時、検討していく必要がある。	維持継続	今後も障がいのある方やその家族の負担軽減を図り、障がい福祉に関する最新の情報をわかりやすく提供できるようにするため

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(令和3年度～令和5年度)(イ)	計画内容(令和6年度～令和8年度)(ウ)	事業を実施している・進めていく上での課題点(エ)	令和6年度以降の方向性(オ)	令和6年度以降の方向性についてその項目を選択した理由を記入してください。(カ)
30	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(1) 地域の相談支援体制の充実	基幹相談支援センター	障がいのある人が地域で生活するための様々な制度やサービスの利用について、相談や援助などを24時間365日体制で実施します。地域の相談員の資質の向上や相談体制の強化、専門的人材の育成を図るため、困難ケースの後方支援や研修会、事例検討会などを開催します。東野パティオ内に設置した多機能拠点と連携を図りながら、障がいのある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点のサービス提供体制を構築します。	予定どおり	障がいのある人が地域で生活するための様々な制度やサービスの利用について、相談や援助などを実施した。また、地域の相談員の資質の向上や相談体制の強化を図るため、困難ケースの後方支援や研修会や事例検討会などを開催した。 ●相談実績 R3年度 相談件数:27,180件・延相談人数:21,016人・実人数:280人 R4年度 相談件数:28,450人・延相談人数:19,235人・実人数:273人	障がいのある人が地域で生活するための様々な制度やサービスの利用について、相談や援助などを実施する。地域の相談員の資質の向上や相談体制の強化、専門的人材の育成を図るため、困難ケースの後方支援や研修会、事例検討会などを開催していく。	福祉サービスの利用につながる前の相談、他の事業所では対応が難しい困難ケース(複数の機関が関わるケース・犯罪に関わる触法障害者のケース)が増えている。 ・地域の相談支援の強化のため、専門的人材の育成を進めていく。 ・計画相談支援の作成を地域の事業所に移管していく。	維持継続	障がいのある人が地域で生活するための様々な制度やサービスの利用について、相談支援を実施する必要があるため
31	中央地域包括支援センター	2. 地域生活支援の充実	(1) 地域の相談支援体制の充実	地域包括支援センター総合相談	高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が相談支援を行います。	予定どおり	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を広く把握し、相談を受け、地域における適切な保険・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を実施した。 【令和3年度】 サテライトモデル事業実施 相談延件数:17,348件 【令和4年度】 10月～サテライト施行実施 相談延件数:17,037件 【令和5年度】 6月～12ヶ月にてサテライト実施 年度内に高洲包括支援センターを高洲公民館内に移設予定。	高齢者やその家族等が、地域の中で気軽に相談できるよう、地域包括支援センターを計画的に設置し、きめ細やかな相談支援体制の整備を図るとともに、地域包括支援センターのサテライトを設置し、高齢者やその家族等が地域の中で気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。	なし	維持継続	高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう相談できる支援体制を整えるため
32	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(1) 地域の相談支援体制の充実	計画相談支援推進事業補助	計画相談支援及び障害児相談支援の円滑な実施を促進するため、計画相談支援等を実施する事業所に対し、サービス等利用計画作成を担う相談支援専門員の雇用に関する経費の一部を補助します。今後も、事業効果等を検証しながら実施していきます。	予定どおり	計画相談支援等を実施する事業者に対し、相談支援専門員の雇用に関する経費の一部の補助を行った。 ●交付実績 R3年度 5事業所・相談員9人・9,690,000円 R4年度 8事業所・相談員8人・11,020,000円 R5年度 相談員13人・15,600,000円(予定)	計画相談支援については、国からの給付費等によって実施するものとして制度設計されているものの、本市ではそれに加えて、地域特性等を踏まえながら、市単独事業として当該事業を実施している。今後についても、当該事業の事業効果等を検証しながら実施していく。	当該事業の事業効果を検証する必要がある。	維持継続	計画相談支援等を実施する事業所に対し、サービス等利用計画作成等を担う相談支援専門員に関する経費の一部を補助することで、計画相談支援及び障害児相談支援の円滑な促進を図り、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするため
33	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(1) 地域の相談支援体制の充実	自立支援協議会の開催(相談支援)	地域における相談支援の実態や課題等の情報を集約し共有して、課題解決に向けて協議を行います。	その他	令和3年度より未実施	現時点で実施する予定なし		その他	令和3年度より未実施のため
34	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(1) 地域の相談支援体制の充実	身体障がい者相談員・知的障がい者相談員	障がいのある人やその家族が身近な地域の相談員が、電話やFAXなどを通じて、障がいのある人やその家族の相談に対応します。また、相談員の効果的な活用を図るため、周知・啓発を図ります。	予定どおり	地域の身近な相談窓口として、地域相談員を配置し、相談者に応じて、電話やFAX等での相談対応ができる体制を維持した。 実績 令和3年度 0件 令和4年度 10件	地域の身近な相談窓口として、地域相談員を配置し、相談者に応じて、電話やFAX等での相談に対応する。	令和3年度の相談件数は0件で令和4年度は10件あったが実人数は2人ととどまったため、事業のあり方について検討をする必要がある。	見直し継続	相談件数が少ないため、本事業の周知啓発方法などを見直し、相談対応ができる体制を整える
35	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(1) 地域の相談支援体制の充実	ピアサポーター、ペアレントメンターの養成と活用検討	障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援する活動であるピアサポーターの育成と活用を検討します。こどもの発達に課題や不安を抱える保護者が増えていることから、ペアレントメンターの養成と支援体制についても検討を行います。	予定どおり	基幹相談支援センターに業務を委託し、ピアサポーターを活用したピアカウンセリングの体制を整備した。 ●実績 R3年度 0件 R4年度 0件	引き続き、基幹相談支援センターに業務を委託し、ピアカウンセリングを地域で有効活用できるように促す。	令和5年度までの基幹相談支援センターの仕様書の中で業務を遂行する上での、ピアカウンセリングについての細かい内容の記載がない。	見直し継続	基幹相談支援センターの委託法人が令和6年度で入れ替わるため、仕様書を見直し、ピアカウンセラーを地域で活用していけるように促す
36	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(1) 地域の相談支援体制の充実	障がい福祉推進事業(サポートファイルの活用)	相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等で作成されるそれぞれの支援計画等が連携するため、障がいの特性や支援内容を記録して家族や関係機関が情報を共有するための「サポートファイル」の活用を促進します。また、市主催のイベント等でサポートファイルの周知を図ります。	予定どおり	障がいの特性や支援内容を記録して家族や関係機関が情報共有をするための「サポートファイル」を周知・活用した。 ●サポートファイル配布状況 R3年度 105部 R4年度 94部	障がいのある方が、ライフステージで途切れることなく必要な支援を受けられるよう、障がいのある方やその家族などからの利用ニーズを踏まえながら、サポートファイルの活用を促進を図っていく。	令和5年度に行ったアンケートで、サポートファイルを知っているが使っていない人の割合が高かったため、周知やアンケート結果の検証が必要。	維持継続	障がいのある方が、ライフステージで途切れることなく必要な支援を受けられるようにするため
37	社会福祉課	2. 地域生活支援の充実	(1) 地域の相談支援体制の充実	包括的な相談支援体制の整備(総合相談支援室)	地域共生社会を推進していくために、住民に身近な圏域で把握された複合化・複雑化した課題や制度の狭間で支援の手の届かない課題に対し、的確に対応することができるよう、包括的な相談支援体制を整備します。	予定どおり	ワーキンググループを設置し、複合的・複雑化した課題を抱えた世帯に対し、本市における包括的な支援体制の構築について取り組んだ。	一人ひとりの生が尊重され、社会との多様な関りをもつことができるよう支援し、市民の多様な課題に寄りそう支援体制を構築します。	なし	維持継続	複合化・複雑化した課題や制度の狭間で支援の手の届かない課題に対し、的確に対応することができるようにするため
38	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(1) 地域の相談支援体制の充実	中核地域生活支援センターとの連携強化	制度の狭間や複合的な課題を抱えた人などに対し、分野横断的・包括的な相談支援、関係機関とのコーディネート、権利擁護等を行う中核地域生活支援センターと連携を図りながら、高度で専門性のある相談支援体制を整備します。自立支援協議会や就労支援ネットワークなどを活用しながら、連携強化に努めます。	予定どおり	制度の狭間や複合的な課題を抱えた人などに対し、分野横断的・包括的な相談支援、関係機関とのコーディネートを実施した。	必要に応じて、制度の狭間や複合的な課題を抱えた人などに対し、分野横断的・包括的な相談支援、関係機関とのコーディネートを実施する。	なし	維持継続	制度の狭間や複合的な課題を抱えた人などに対し、分野横断的・包括的な相談支援などを実施する必要があるため

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(令和3年度～令和5年度)(イ)	計画内容(令和6年度～令和8年度)(ウ)	事業を実施している・進めていく上での課題点(エ)	令和6年度以降の方向性(オ)	令和6年度以降の方向性についてその項目を選択した理由を記入してください。(カ)
39	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(1)地域の相談支援体制の充実	高次脳機能障がい相談支援事業	脳卒中や事故等により脳の機能に障がいを受けた高次脳機能障がいのある人に対し、専門職による相談支援体制を確保するため、タムス浦安病院に相談窓口を設置するとともに、周知を図ります。	予定どおり	高次脳機能障がいのある方専用の相談窓口をタムス浦安病院に設置し、周知を行った。 また、様々な訓練を実施することで、高次脳機能障がいの認識及び機能向上の支援を行った。  (実績) 令和3年度 ・相談件数:19件 ・外来受診件数:33件 ・認知機能評価、リハビリテーション:111件  令和4年度 ・相談件数:56件 ・外来受診件数:49件 ・認知機能評価、リハビリテーション:136件	より多くの高次脳機能障がいのある方の支援を行っていくために、より一層の周知を行う。	高次脳機能障がいに対する認知がまだまだ低いため、認知してもらうための周知が必要である。	維持継続	高次脳機能障がいのある人に対し、専門職による相談支援体制を確保するため
40	障がい福祉課	2. 地域生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	紙おむつ支給・紙おむつ購入費助成	紙おむつを月1回自宅へ配達又は紙おむつの購入費を助成します。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数267人 令和4年度実績 実利用者数309人 令和5年度見込 実利用者数240人	利用者の声を聴きながら、上限額や給付方法等の見直しの検討を行い、必要な方へ適切におむつを支給できるよう、引き続き事業を実施していく。	物価高騰によるおむつ単価の高騰への対応。	維持継続	障がいのある人やその家族の生活を支援するため、事業を維持継続していく。
41	障がい福祉課	2. 地域生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	給食サービス	安否確認を目的として、1週間につき7回を限度として、夕食を自宅に届けます。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数18人 令和4年度実績 実利用者数18人 令和5年度見込 実利用者数13人	民間の配食サービスの内容を注視しながら、引き続き事業を実施していく。	物価高騰による給食単価への対応。 充実する民間配食サービスとの事業のすみ分け	維持継続	障がいのある人やその家族の生活を支援するため、事業を維持継続していく。
42	障がい福祉課	2. 地域生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	身体障がい者出張理髪サービス	市に登録された理容師が自宅に伺い、理髪を行います。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数11人 令和4年度実績 実利用者数12人 令和5年度見込 実利用者数11人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	市に登録された理容店の減少	維持継続	障がいのある人やその家族の生活を支援するため、事業を維持継続していく。
43	障がい福祉課	2. 地域生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	寝たきり身体障がい者等寝具乾燥サービス	月1回寝具乾燥消毒車が訪問し、寝具の乾燥を行います。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数5人 令和4年度実績 実利用者数5人 令和5年度見込 実利用者数5人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	さらなる制度の周知・普及	維持継続	障がいのある人やその家族の生活を支援するため、事業を維持継続していく。
44	障がい福祉課	2. 地域生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	身体障がい者訪問入浴サービス	巡回入浴車を派遣し、居室において1週間につき2回を限度として入浴サービスを行います。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数5人 令和4年度実績 実利用者数5人 令和5年度見込 実利用者数4人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	さらなる制度の周知・普及	維持継続	障がいのある人やその家族の生活を支援するため、事業を維持継続していく。
45	障がい福祉課	2. 地域生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	緊急通報装置の貸与	簡単な操作により、緊急事態を自動的に受信センターに通報することが可能な装置を貸与します。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数5人 令和4年度実績 実利用者数6人 令和5年度見込 実利用者数4人	利用状況やニーズを確認しながら、また他の類似サービスを注視し、引き続き事業を実施していく。	さらなる制度の周知・普及	維持継続	障がいのある人やその家族の生活を支援するため、事業を維持継続していく。
46	障がい事業課 障がい福祉課	2. 地域生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	移動支援事業	障がいのある方が円滑に外出し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、ヘルパーによる移動(外出)の支援を行います。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数429人 令和4年度実績 実利用者数447人 令和5年度見込 実利用者数500人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	利用者の増加への対応	維持継続	障がいのある人やその家族の生活を支援するため、事業を維持継続していく。
47	ごみゼロ課	2. 地域生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	高齢者等ごみ出し支援事業	自らの力でごみを排出することが困難であり、他者からの協力を得られない高齢者・障がい者等に対し、声掛け等を行いながらごみの戸別収集を行います。	予定どおり	現時点で延べ137世帯に申請を受け、面談を実施したうえで利用可否の認定をし、戸別収集を行った。 利用希望世帯の増加に伴い、令和5年7月1日以降は収集曜日を週1日(水曜日)から月～金曜日の中から選択した週1日とし、利便性の向上を図った。	引き続き申請のあった世帯に対し、利用可否の認定をしたうえで戸別収集を実施する。	応答がない場合やごみの排出がない場合に、本人または緊急連絡先に連絡を取っているが、安否確認に時間を要してしまう場合がある	維持継続	ごみ出しが困難な高齢者等の世帯に対し、今後も継続してごみ出し支援を行うため
48	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	地域生活支援拠点機能強化	東野パティオ内に設置したグループホームや短期入所など、地域生活支援拠点の機能を有する多機能拠点と基幹相談支援センターを中心に、面的整備を図りながら、地域生活支援拠点の機能強化を図ります。また、自立支援協議会を活用しながら、地域生活支援拠点の評価・検証を行います。	予定どおり	障がい有する人が、住み慣れた地域で、その人らしく、安心して長く生活できるように地域生活支援拠点の登録参加を推進した。  ●実績 令和3年度 9事業所 令和4年度 3事業所	障がい有する人が、住み慣れた地域で、その人らしく、安心して長く生活できるように地域生活支援拠点の登録参加を推進する。	登録事業所は増えているが、訪問介護等の居宅系事業所の登録が進んでいない傾向にあるので、引き続き、事業所の登録参加を呼び掛ける必要がある。	維持継続	障がい有する人が、住み慣れた地域で、その人らしく、安心して長く生活できるように地域生活支援拠点の機能強化を図る必要があるため
49	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	緊急時支援事業	障がいのある人やその家族からの緊急の通報を受けた際に、その人の居室に支援員等を派遣し、支援や見守りを行います。	予定どおり	重度の障がいのある人が緊急通報をした場合に居室に支援員を派遣し、必要な支援を行った。  ●実績 R3年度 年度末登録者数 34人 派遣回数 37回 R4年度実績 年度末登録者数 37人 派遣回数 90回	身体障がいまたは知的障がいのある人、知的障がいまたは精神障がいのある児童が緊急通報をした場合に居室に支援員を派遣し、必要な支援を行う。	派遣したケースで緊急性の有無に疑いのあるケースがあるため、実働事業者や利用者や本事業の趣旨について理解を深めていく必要がある。	維持継続	障がいのある人が、地域(在宅)で安心して暮らすことができるために必要な事業と位置づけるとともに、地域生活支援拠点事業における重要な役割と認識しているため
50	障がい事業課 障がい福祉課	2. 地域生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がいのある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数412人 令和4年度実績 実利用者数442人 令和5年度見込 実利用者数500人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	利用者の増加への対応	維持継続	障がいのある人やその家族の生活を支援するため、事業を維持継続していく。
51	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	障がい者短期入所事業所運営費補助	短期入所事業所を運営する事業者に対し、その運営に要する経費の一部を補助することで、新規事業者の参入と事業所の円滑な運営を促進します。	予定どおり	障がい者の福祉の増進を図るため、短期入所事業所の施設を運営している事業者に対して補助した。  ●実績 R3年度 3事業所 15床 19,500,000円 R4年度 3事業所 9床 21,802,000円	事業者に対し、その運営に要する経費の一部を補助することで、新規事業者の参入と事業所の円滑な運営を促進する。	規模が小さい短期入所事業者に対して、既存の規則に適切に運営を補助できているか見直す必要がある。	見直し継続	補助金の規則を改正し、体制補助を目的とした運用に変更するため
52	障がい福祉課	2. 地域生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	各種手当の支給	市の手当として、重度障がい者手当、障がい児手当等の支給を行います。 国の手当として、特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給もを行います。	予定どおり	国手当の対象とならない中度・軽度の方や所得制限により対象とならない一定以上の収入がある世帯に、市手当を支給した。	国手当の動向を見ながら、引き続き事業を実施していく。	なし	維持継続	障がいのある人やその家族の生活を支援するため、事業を維持継続していく。

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(令和3年度～ 令和5年度) (イ)	計画内容(令和6年度～ 令和8年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和6年度以降の 方向性 (オ)	令和6年度以降の方向性についてその項目を選 択した理由を記入してください。 (カ)
53	障がい福祉課	2. 地域生活支援の充実	(3) 福祉用具利用支援の充実	補装具費支給	障がいの状況から、義肢・装具・車いすなどの補装具の購入費や修理費を支給します。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数134人 令和4年度実績 実利用者数150人 令和5年度見込 実利用者数120人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	利用者の増加への対応	維持継続	障がいのある人やその家族の生活を支援するため、事業を維持継続していく。
54	障がい福祉課	2. 地域生活支援の充実	(3) 福祉用具利用支援の充実	日常生活用具給付	在宅で生活している障がいのある人の利便性を図るため、日常生活用具を給付します。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数267人 令和4年度実績 実利用者数309人 令和5年度見込 実利用者数240人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	利用者の増加への対応 新しい用具への対応	維持継続	障がいのある人やその家族の生活を支援するため、事業を維持継続していく。
55	障がい福祉課	2. 地域生活支援の充実	(3) 福祉用具利用支援の充実	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付	小児慢性特定疾患のある児童の日常生活の利便性を図るため、引き続き、小児慢性特定疾病児童日常生活用具を給付します。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数259人 令和4年度実績 実利用者数244人 令和5年度見込 実利用者数250人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	さらなる制度の周知・普及	維持継続	障がいのある人やその家族の生活を支援するため、事業を維持継続していく。
56	障がい福祉課	2. 地域生活支援の充実	(3) 福祉用具利用支援の充実	軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成	健全な言語及び社会性の発達を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴の児童に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数1人 令和4年度実績 実利用者数2人 令和5年度見込 実利用者数3人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	さらなる制度の周知・普及	維持継続	障がいのある人やその家族の生活を支援するため、事業を維持継続していく。
57	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(4) 日中活動の場の充実	就労支援センター	障がいのある人が就労の場や機会を得られるよう、就労相談、就労訓練、ジョブコーチ支援、就職活動支援、職場開拓、定着支援、離職者支援等を行います。	予定どおり	障がいのある人が就労の場や機会を得られるよう、就労相談、就労訓練、ジョブコーチ支援、就職活動支援、職場開拓、定着支援、離職者支援等を行った。  (実績) ・令和3年度 就職内定者数 33名 ・令和4年度 就職内定者数 32名	障がいのある人が就労の場や機会を得られるよう、就労相談、就職活動支援、職場開拓、定着支援、離職者支援等を行います。 令和6～8年度中に(仮)就労選択支援事業を実施します。	令和6年度からの管理運営体制を定め、令和5年度に運営事業者の公募を実施する。	維持継続	障がいのある人が就労の場や機会を得られるようにするため
58	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(4) 日中活動の場の充実	重度障がい者支援事業所運営費補助	重度障がいのある人を支援する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム、短期入所事業を運営する事業者に対し、人員、設備費用等の運営費補助を行います。	予定どおり	重度障がい者のある方を支援する生活介護、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム、ショートステイ)事業所を対象に、補助金を交付した。  ●交付実績 R3年度 対象者数125人・延日数23,199日・121,021,800円 R4年度 対象者数112人・延日数21,306日・116,613,400円 R5年度 132,015,000円(予定)	重度障がい者に対する障害福祉サービスを行う事業所の円滑な運営を促進することにより、重度障がい者の福祉の増進を図るため、重度障がいのある人を支援する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、短期入所事業を運営する事業者に対し、人員、設備費用等の運営費補助を行う。	補助金支出額が年々増加している おり、費用対効果を含め、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に合わせて、補助基準額の見直しを行う必要がある。	維持継続	重度障がい者に対する障害福祉サービスを行う事業所の円滑な運営を促進することにより、重度障がい者の福祉の増進を図るため
59	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(4) 日中活動の場の充実	高次脳機能障がい相談支援事業【再掲】	脳卒中や事故等により脳の機能に障がいを受けた高次脳機能障がいのある人に対し、専門職による相談支援体制を確保するため、タムス浦安病院に相談窓口を設置するとともに、周知を図ります。	【再掲】					
60	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(4) 日中活動の場の充実	身体障がい者福祉センター	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練(機能訓練)、地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。その中で、喀痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを提供します。	予定どおり	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練(機能訓練)及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行うとともに、痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを提供した。  ●実績 R3年度 利用延人数:4,168人 利用実人数:45人 R4年度 利用延人数:3,768人 利用実人数:45人	身体障がいのある人を対象に、生活介護、相談支援事業及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行うとともに、痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを提供する。	なし	維持継続	今後も身体障がいのある方を対象とした支援を行っていく必要があるため
61	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(4) 日中活動の場の充実	障がい者福祉センター	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型、計画相談支援の事業を行います。	予定どおり	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型、特定相談支援事業を提供した。  (利用実績) ・令和3年度 利用延人数:22,132人 利用実人数:104人  ・令和4年度 利用延人数:21,595人 利用実人数:103人	知的障がいのある人を対象に、生活介護、相談支援事業B型、相談支援事業の事業を行う。	令和3年度の指定管理料と実施事業の法廷給付費を比較すると約2億4千万円の赤字であるため、指定管理料に頼らず、法廷給付費で運営できるような見直しが必要である。	見直し継続	令和8年度以降の運営形態について、検討を行う必要があるため
62	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(4) 日中活動の場の充実	ソーシャルサポートセンター	精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型、訪問看護、計画相談支援の事業を行います。その中で、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供を行います。	予定どおり	精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型、(一般・特定)相談支援事業、訪問看護事業を提供した。  ●利用実績 R3年度 利用延人数:4,216人 利用実人数:180人 R4年度 利用延人数:5,483人 利用実人数:167人	精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型、相談支援事業、訪問看護事業を提供する。	利用者の障がい特性が多岐にわたり、難しい支援が求められる。精神障がいのある人の実生活での相談のニーズがある。	維持継続	今後も精神障がいのある方を対象とした支援を行っていく必要があるため
63	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(4) 日中活動の場の充実	発達障がい者等地域活動支援センター	発達障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅠ型事業のサービスを実施します。その中で、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供を行います。	予定どおり	発達障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅠ型、(一般・特定)相談支援事業を提供した。  ●利用実績 R3年度 利用延人数:4,783人 利用実人数:98人 R4年度 利用延人数:2,679人 利用実人数:141人	発達障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅠ型、(一般・特定)相談支援事業を提供する。	利用者の障がい特性が多岐にわたり、難しい支援が求められる。	維持継続	今後も発達障がいのある方を対象とした支援を行っていく必要があるため
64	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(4) 日中活動の場の充実	地域活動支援センター経営事業費補助	地域活動支援センターを運営する事業者を対象に、事業に要する経費の一部を補助します。	予定どおり	他市町村を含む地域活動支援センターを浦安市民が利用した際に、その施設の運営費の一部として利用率に応じて補助金を交付した。  ●実績 R3年度 1事業者(利用者1名) 21,676円 R4年度 1事業者(利用者1名) 8,033円	他市町村を含む地域活動支援センターを浦安市民が利用した際に、その施設の運営費の一部として利用率に応じて補助金を交付する。	令和4年度時点で、補助金の対象者が一名のみである。	維持継続	補助金の見直しを実施しながら、引き続き運営費の一部としての補助を行う。

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(令和3年度～ 令和5年度) (イ)	計画内容(令和6年度～ 令和8年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和6年度以降の 方向性 (オ)	令和6年度以降の方向性についてその項目を選 択した理由を記入してください。 (カ)
65	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(4)日中活動の場の充実	障がい者福祉センター等改修事業	障がい者福祉センターや障がい者等一時ケアセンターの老朽化に対応するため、改修工事を行います。	予定どおり	●実績 R3年度 障がい者福祉センター空調設備改修工事 障がい者福祉センター1階ボイラー室改修工事 その他維持補修工事 6本 R4年度 実績なし	障がい者福祉センターの老朽化に対応した改修工事を実施する。	次期指定管理期間の実施事業を考慮し、改修を行っていく必要がある。	見直し継続	次期運営期間を見据えた、必要な改修を行う必要があるため
66	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(5)地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保	地域生活支援拠点機能強化【再掲】	東野パティオ内に設置したグループホームや短期入所など、地域生活支援拠点の機能を有する多機能拠点と基幹相談支援センターを中心に、面的整備を図りながら、地域生活支援拠点の機能強化を図ります。また、自立支援協議会を活用しながら、地域生活支援拠点の評価・検証を行います。	【再掲】					
67	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(5)地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保	障がい者グループホーム整備事業	グループホームの整備を促進するため、グループホームの整備に係る経費の一部を補助します。	予定どおり	●補助実績 R3年度 補助金交付 2事業者 10床分 R4年度 補助金交付 3事業者 16床分	グループホームの整備費用等に対して補助を行う。	重度の障害のある方が入居できるグループホームの整備を進める必要がある。	その他	障がい者グループホーム整備補助金は令和5年度より重度障がい者グループホーム整備補助金に変更したため
68	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(5)地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保	障がい者グループホーム運営費補助	グループホームの円滑な運営を促進し、グループホームに居住する障がい者の福祉の増進を図るため、グループホームを運営する事業者に対し運営費の一部を補助します。	予定どおり	●補助実績 R3年度 13事業所・入居者40人・10,428,055円 R4年度 11事業所・入居者35人・7,144,911円 R5年度 入居者76人・10,980,000円(予定)	グループホームの円滑な運営を促進し、グループホームに居住する障がい者の福祉の増進を図るため、グループホームを運営する事業者に対して運営費の補助を行う。	なし	維持継続	グループホームの円滑な運営を促進し、グループホームに居住する障がい者の福祉の増進を図るため
69	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(5)地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保	障がい者グループホーム等消防設備設置費補助	グループホーム等の防火安全対策を強化するため、グループホーム及び短期入所を運営する事業者に対し、防火設備の設置に係る経費の一部を補助します。	予定どおり	●実績 R3年度 補助金交付:2事業所(消防設備設置) R4年度 補助金交付:1事業所(消防設備設置)	市内のグループホーム及び短期入所事業所の防火安全対策の強化を図るため、消防設備の設置等に必要な経費の補助を行った。	市内のグループホーム及び短期入所事業所の防火安全対策の強化を図るため、消防設備の設置等に必要な経費の補助を行う。	維持継続	市内のグループホーム及び短期入所事業所の防火安全対策の強化を図るため
70	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(5)地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保	障害福祉サービス事業所防犯対策強化整備費補助	障害福祉サービス事業所の防犯対策を強化するため、市内の障害福祉サービス事業所に対し、防犯対策の整備に要する費用の一部を補助します。	予定どおり	●実績 R3年度 補助金交付:1事業所(防犯カメラ設置) R4年度 実績なし	市内の障害福祉サービス事業所の防犯対策の強化を図るため、防犯対策の整備等に必要な経費の補助を行った。	なし	その他	令和元年度は申請がなく、2年度、3年度は申請が1件のみであり、市内の事業所への設置は概ね完了したため、当面予算措置は行わない方針であるため
71	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(5)地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保	重度障がい者支援事業所運営費補助【再掲】	重度障がいのある人を支援する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム、短期入所事業を運営する事業者に対し、人員、設備費用等の運営費補助を行います。	【再掲】					
72	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(5)地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保	重度障がい者等グループホーム施設整備事業	重度障がいや強度行動障がいのある人なども利用できるグループホームの整備・促進を図ります。	予定どおり	●補助実績 R4年度 補助金交付 3事業者 16床分 (うち4床は重度障がいの方限定)	入居者の1/4以上を重度障がいの方とする要件でグループホームの整備費用等に対して補助を行った。また、令和5年度よりグループホームの施設整備補助金の交付の条件に入居者を全て重度障がいの方とする要件を加えた。	グループホームの整備費用等に対して補助を行う。	維持継続	重度障がいや強度行動障がいのある人なども利用できるグループホームの整備・促進を図るため
73	障がい福祉課	2. 地域生活支援の充実	(5)地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保	グループホーム入居者家賃助成	入居者の経済的負担を軽減するため、グループホームの家賃の一部を助成します。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数82人 令和4年度実績 実利用者数93人 令和5年度見込 実利用者数84人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	なし	維持継続	障がいのある人やその家族の生活を支援するため、事業を維持継続していく。
74	住宅課	2. 地域生活支援の充実	(5)地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保	住宅セーフティネットの構築(市営住宅の有効活用)	住宅セーフティネットとして重要な役割を果たしている市営住宅については、高齢者世帯、障がい者世帯等の特に居住の安定の確保が必要な世帯について、入居しやすくなるよう配慮します。また、バリアフリー化等を取り入れながら居住環境の整備を推進するとともに、長寿命化に向けた適切な維持管理の改善を行います。	予定どおり	高齢者世帯、障がい者世帯等の特に居住の安定の確保が必要な世帯について、抽選における当選率を一般の入居申込者より有利に取扱う優遇措置を講じた。また、市営住宅の長寿命化を図るため、猫実第1市営住宅において外壁等改修工事を実施した。	浦安市公営住宅等長寿命化計画に基づき、長寿命化工事を計画的に実施するとともに、適切な点検・修繕を行い、市営住宅の適正管理を推進する。また、真に住宅に困窮し、市営住宅を必要とする世帯が入居できるよう、入居の公平性を確保し、限られた市営住宅ストックを有効活用する。	少子高齢化に伴う人口減少の進展により、財源確保が難しくなると見込まれる。	維持継続	住宅に困窮し、市営住宅を必要とする世帯が入居できるよう支援するため



取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(令和3年度～令和5年度)(イ)	計画内容(令和6年度～令和8年度)(ウ)	事業を実施している・進めていく上での課題点(エ)	令和6年度以降の方向性(オ)	令和6年度以降の方向性についてその項目を選択した理由を記入してください。(カ)
75	社会福祉課 住宅課	2. 地域生活支援の充実	(5) 地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保	住宅セーフティネットの構築 (不動産関係団体等との連携強化)	低所得者、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、住宅確保要配慮者の関係部署、及び社会福祉協議会をはじめとする関係機関が情報を共有し、不動産関係団体等との情報交換の場を創出し、連携を図ります。	予定どおり	住宅セーフティネット庁内検討委員会を令和3年度に2回、令和4年度に2回開催し、本市における住宅セーフティネットのあり方及び方向性について、協議及び検討を行い、「浦安市住宅セーフティネット方針」を策定した。	「浦安市住宅セーフティネット方針」に基づき、各課において主体的かつ効果的、効率的に施策・事業に取り組む。	法律等で対象としている住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、子育て世帯等)には、高額所得者及び家屋所有者も含まれることから、本市において真に住宅の確保に配慮が必要な者の実数把握が困難である。	維持継続	低所得者、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を図るために不動産関係団体等との連携強化を必要とするため
76	社会福祉課 住宅課	2. 地域生活支援の充実	(5) 地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保	住宅セーフティネットの構築 (住宅確保要配慮者が入居しやすい環境の整備)	賃貸住宅経営者や不動産関係団体等に対し、低所得者、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や賃貸債務保障制度など、住宅確保要配慮者が入居しやすい民間賃貸住宅に関する制度の周知と推進を図ります。	予定どおり	住宅セーフティネット庁内検討委員会を令和3年度に2回、令和4年度に2回開催し、本市における住宅セーフティネットのあり方及び方向性について、協議及び検討を行い、「浦安市住宅セーフティネット方針」を策定した。	「浦安市住宅セーフティネット方針」に基づき、各課において主体的かつ効果的、効率的に施策・事業に取り組む。	法律等で対象としている住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、子育て世帯等)には、高額所得者及び家屋所有者も含まれることから、本市において真に住宅の確保に配慮が必要な者の実数把握が困難である。	維持継続	民間賃貸住宅への円滑な入居が図られるよう、関係機関・関係団体との連携を強化し、住宅確保要配慮者の特性に応じた多様な住まいの供給やセーフティネット住宅の登録を促進するため
77	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(5) 地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保	基幹相談支援センター	入居支援や居住支援のための関係機関による支援体制の調整を図ります。	予定どおり	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がい者に対して入居支援及び居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行った。 ●実績 R3年度 9件 R4年度 37件	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がい者に対して入居支援及び居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行います。	不動産業者に対し、障がい者への理解を進める必要がある。	維持継続	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がい者に対して入居支援及び居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行うため
78	障がい福祉課	2. 地域生活支援の充実	(5) 地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保	住宅改造費用助成(障がい者在宅介護支援事業)	身体に障がいのある人に対し、居住する住宅の改造に要する費用の一部又は全部を助成することにより、日常生活の利便性を向上させます。	その他	令和3年度実績 実利用者数2人 令和4年度より、市単独事業から日常生活用具給付事業に組入れ	(日常生活用具給付事業のメニューの1つとして実施)	なし	廃止	令和4年度より、市単独事業から日常生活用具給付事業に組入れたため
79	障がい福祉課	2. 地域生活支援の充実	(5) 地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保	住み替え家賃等助成(障がい者在宅介護支援事業)	民間の賃貸住宅に居住している身体障がいのある人、知的障がいのある人を含む世帯が、取壊しなどの理由により立ち退きを求められた場合に、市内の他の民間の賃貸住宅に転居した場合に要する経費の一部を助成します。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数3人 令和4年度実績 実利用者数3人 令和5年度見込 実利用者数3人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	なし	維持継続	障がいのある人やその家族の生活を支援するため、事業を維持継続していく。
80	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(5) 地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保	南台五光福祉協会運営支援事業	市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市の5市が広域行政の見地から設立した「社会福祉法人南台五光福祉協会」が運営する「もくせい園」、「やまぶき園」を側面的に支援します。	予定どおり	市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市の5市が広域行政の見地から設立した「社会福祉法人南台五光福祉協会」の運営する「もくせい園」、「やまぶき園」の運営を支援した。 (入所者) ・令和3年度 もくせい園10人 やまぶき園12人 ・令和4年度 もくせい園10人 やまぶき園12人	市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市の5市が広域行政の見地から設立した「社会福祉法人南台五光福祉協会」の運営する「もくせい園」、「やまぶき園」の運営を支援する。	負担金支出に対する効果及び使用用途を検証する必要がある。	見直し継続	南台五光福祉協会の支援を受けてきたが、資金の使用用途及び効果が検証が必要のため
81	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(6) 福祉人材の確保・育成支援	障害福祉サービス等従事者住宅手当支給事業費補助	障害福祉サービス従事者の確保と離職の防止を図るため、障害福祉サービス等事業者に対し、従事者への住宅手当の支給に要する経費の一部を補助します。	予定どおり	従業者の確保及びその離職を防止するため、障がい福祉サービス等事業者に対し、従事者への住宅手当の支給に要する経費の一部を補助した。 ●補助実績 R3年度 9事業者・32人・6,935,000円 R4年度 13事業者・47人・8,877,500円	障がい者等の福祉の増進を図るため、障がい福祉サービス等事業者に対し、従事者への住宅手当の支給に要する経費の一部を補助し、障がい福祉サービス従事者の確保と離職の防止を図る。	平成29年度から実施している補助金のため、当該事業の事業効果を検証する必要がある。	維持継続	障がい福祉サービス従事者の確保と離職の防止を図るため
82	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(6) 福祉人材の確保・育成支援	障がい者等喀痰吸引等研修費等補助	医療的ケアの必要な人に対し必要な支援を行えるよう、居宅介護事業者へ喀痰吸引等研修に係る費用の一部を補助します。	予定どおり	居宅介護事業者に対し、当該従業員の喀痰吸引等研修の受講に要する経費等の一部を補助した。 ●補助金交付実績 R3年度 1事業所・4人・182,095円 R4年度 1事業所・4人・199,672円 R5年度 100,000円(予定)	喀痰吸引等を必要とする障がい者等の日常生活を支援するため、居宅介護事業者へ研修に係る経費を補助し、喀痰吸引等を行うことができるヘルパーを増やす。	なし	維持継続	より多くの事業所が当補助金を利用して喀痰吸引等を必要とする障がい者等の日常生活を支援する必要があるため
83	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(6) 福祉人材の確保・育成支援	基幹相談支援センター【再掲】	障がいのある人が地域で生活するための様々な制度やサービスの利用について、相談や援助などを24時間365日体制で実施します。地域の相談員の資力の向上や相談体制の強化、専門的人材の育成を図るため、困難ケースの後方支援や研修会、事例検討会などを開催します。東野パティオ内に設置した多機能拠点と連携を図りながら、障がいのある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点のサービス提供体制を構築します。	【再掲】					
84	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(6) 福祉人材の確保・育成支援	地域生活支援拠点機能強化【再掲】	東野パティオ内に設置したグループホームや短期入所など、地域生活支援拠点の機能を有する多機能拠点と基幹相談支援センターを中心に、面的整備を図りながら、地域生活支援拠点の機能強化を図ります。また、自立支援協議会を活用しながら、地域生活支援拠点の評価・検証を行います。	【再掲】					
85	障がい事業課 障がい福祉課	2. 地域生活支援の充実	(6) 福祉人材の確保・育成支援	障害福祉サービス事業所合同説明会の開催	障害福祉サービス事業所の質の向上を図るため、国・県・市の障がい福祉施策の動向や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等について事業所と共有を図るため、障害福祉サービス事業所を対象とした合同説明会を定期的に開催します。	予定どおり	市内事業者に対し、国・県・市の障がい福祉施策の動向や事業所の適正な運営並びに利用者処遇の向上を図るために実施した。 ●実績 R3年度 実施 R4年度 実施 R5年度 実施(予定)	市内事業者に対し、国・県・市の障がい福祉施策の動向及び事業所の適正な運営並びに利用者処遇の向上を図るために実施する。	なし	維持継続	市内事業者に対し、国・県・市の障がい福祉施策の動向及び事業所の適正な運営並びに利用者処遇の向上を図るため

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(令和3年度～令和5年度)(イ)	計画内容(令和6年度～令和8年度)(ウ)	事業を実施している・進めていく上での課題点(エ)	令和6年度以降の方向性(オ)	令和6年度以降の方向性についてその項目を選択した理由を記入してください。(カ)
86	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(6)福祉人材の確保・育成支援	日中一時支援・移動支援・相談支援事業所指導監査の実施	サービスの質の向上を図るため、日中一時支援及び移動支援、相談支援事業所に対し、毎年度、集団指導を実施するとともに、定期的に実地指導を行います。	予定どおり	健全な運営と事業の質の確保並びに給付費等支給の適正化及び利用者の福祉の向上を図るために実施した。 ●実績 集団指導 R3年度 実施 R4年度 実施 R5年度 実施予定  実地指導 R3年度 実施 R4年度 実施 R5年度 実施予定	健全な運営と事業の質の確保並びに給付費等支給の適正化及び利用者の福祉の向上を図るために実施する。	実地指導については、3年に1度を目安に実施しているが、新型コロナウイルス及び日中一時支援及び移動支援事業所数が年々増加しており、実施周期が遅延している。	維持継続	健全な運営と事業の質の確保並びに給付費等支給の適正化及び利用者の福祉の向上を図るため
87	障がい事業課	2. 地域生活支援の充実	(6)福祉人材の確保・育成支援	社会福祉法人監査の実施	適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、市が所管する社会福祉法人に対し、各種法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行いながら、3年に1回、実地で指導監査を行います。	予定どおり	適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることに実施した。 ●実績 R3年度 該当なし R4年度 実施 R5年度 実施予定	適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営を確保するため、法令又は通知等に定められた遵守すべき事項について、運営実態の確認を行う指導監査を定期的に行う。	なし	維持継続	適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため
88	健康増進課 国保年金課	3. 保健・医療の充実	(1)障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見	各種健(検)診	特定健康診査、後期高齢者健康診査、各種がん検診、肝炎ウイルス検診等において、障がいの原因となる疾病等を早期に発見するため、各種の健(検)診における受診率向上に向け、受診しやすい環境の整備に取り組むとともに、がん患者への支援の充実を図ります。	予定どおり	【受診率】 ○令和3年度 特定健康診査39% 後期高齢者健康診査43.4% 肺がん検診9.9% 大腸がん検診9.6% 胃がん検診10.9% 乳がん検診16.8% 子宮頸がん検診25.7% 肝炎ウイルス検診2.9% ○令和4年度 特定健康診査39.5% 後期高齢者健康診査43.5% 肺がん検診9.9% 大腸がん検診9.6% 胃がん検診10.2% 乳がん検診17.7% 子宮頸がん検診26.3% 肝炎ウイルス検診2.8%	引き続き、各種健診を実施するとともに、受診率向上を目指し、周知・啓発にも務めていく。	・各種がん検診 令和6年度から自己負担金を徴収するに当たり、周知啓発を行う必要がある。 ・特定健康診査 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があり令和2年度に受診率が落ち込んだ。令和3年度以降は回復傾向にあるものの、コロナ禍前の水準までは戻っていない。また、総受診者の内、60歳以降の方が8割を占めており、40・50歳代の健診受診率が低迷している。	維持継続	特定健康診査、後期高齢者健康診査、各種がん検診、肝炎ウイルス検診等において、障がいの原因となる疾病等を早期に発見するため
89	母子保健課	3. 保健・医療の充実	(1)障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見	妊婦健康診査	健診費用の助成を行い、母体や胎児の健康確保を図り、低体重出生等の予防を図ります。妊娠期間中の支援体制を強化するため、母子健康手帳交付時に支援の必要性を把握し、必要に応じて受診勧奨を行います。	予定どおり	妊婦健診は医療機関に委託	妊婦健診は医療機関に委託	なし	維持継続	健診費用の助成を行い、母体や胎児の健康確保を図り、低体重出生等の予防を図るため
90	母子保健課	3. 保健・医療の充実	(1)障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見	未熟児養育医療	入院を必要とする、身体が未熟なまま生まれた乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を給付します。申請時やその後の退院後等において、保健師・助産師による家庭状況の把握を行い、必要な時期に必要なサービスが受けられるよう、支援体制を強化します。	予定どおり	未熟児養育医療の医療費給付の申請窓口業務を実施。申請時に支援が必要な児とその家庭を把握し、支援につなげる。	未熟児養育医療の医療費給付の申請窓口業務を実施。申請時に支援が必要な児とその家庭を把握し、支援につなげる。	入院が長期化するため、地域とのつながりが希薄になりやすい。	維持継続	必要な時期に必要なサービスを受けられ、安心して地域で生活していけるように、支援体制を強化するため
91	母子保健課	3. 保健・医療の充実	(1)障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見	乳幼児健康診査	乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査において、発達に心配のある乳幼児を早期に発見し、適切な機関との連携を行います。	予定どおり	乳児健診は医療機関に委託。 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査は集団健診。	乳児健診は医療機関に委託。 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査は集団健診。	1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の健診後フォロー者について、電話がつかないときの対応が課題である。	維持継続	発達に心配のある乳幼児を早期に発見し、適切な機関との連携を行うため
92	母子保健課	3. 保健・医療の充実	(1)障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見	新生児聴覚検査助成事業	新生児の聴覚異常の早期発見と早期療育を図るため、新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。	予定どおり	新生児聴覚検査は医療機関に委託。	新生児聴覚検査は医療機関に委託。	リファアとなった者をどうフォローするのか課題である。	維持継続	聴覚障害の早期発見・早期療育を図るためにも、すべての新生児に対し、新生児聴覚検査を実施することが重要であるため
93	こども発達センター	3. 保健・医療の充実	(1)障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見	こども発達センター	発達に心配のあることとその保護者を支援するため、こども発達相談、個別療育、児童発達支援(にじいろ)、保育所等訪問支援、地域機関支援を行います。	予定どおり	毎年度、子どもへの直接的支援としてグループまたは個別による専門療育を行うとともに、保育所等に月2回程度職員が訪問し、発達支援を行っている。 このほか、子どもへの間接的支援として保育所等の職員に対する助言を適宜訪問により行っているほか、外部講師を招いた研修会を開催し、発達支援に関する地域支援を行っている。 【令和3年度】 利用登録:1,239名(実数920名) 通園:児童延べ3,896名(実数54名) 保育所等訪問支援:計48回 園研修:計5回(87名参加) 【令和4年度】 利用登録:1,193名(実数876名) 通園:児童延べ3,949名(実数55名) 保育所等訪問支援:計99回 園研修:計6回(105名参加) 【令和5年度】 利用登録:1,042名(実数344名) 通園:児童延べ2,60名(実数46名) 保育所等訪問支援:計2回 園研修:計0回(0名参加)	児童発達支援センターの中核機能として以下の事業を行う。 ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能・保護者支援 ・児童発達支援事業(にじいろ)、個別での発達支援、グループでの発達支援、保護者支援アセスメント、ペアレントトレーニング ②地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ・児童発達支援事業者連絡会協議会の実施、各種研修会の実施 ③地域のインクルージョン推進の中核機能 ・保育所等訪問支援事業、地域機関訪問相談、カンファレンス訪問、各種研修会の実施 ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能 ・こども発達相談、障害児相談支援事業	・各事業におけるマンパワーの確保と質の担保。 ・増加する相談ケースに対応するための業務内容の見直しや体制づくり。 ・増加している就労世帯への支援。	維持継続	子どもの個々の成長に合わせた発達支援を行い、安心して子育てできるように保護者の思いに寄り添いながら、必要な相談・支援を行う。また、地域の中核的な機能を持つ児童発達支援センターとして、障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識して、保育所、認定こども園、児童発達支援事業所、教育委員会、庁内関係課等の関係機関と連携し、地域のインクルージョンを進めるため

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(令和3年度～令和5年度)(イ)	計画内容(令和6年度～令和8年度)(ウ)	事業を実施している・進めていく上での課題点(エ)	令和6年度以降の方向性(オ)	令和6年度以降の方向性についてその項目を選択した理由を記入してください。(カ)
94	障がい事業課	3. 保健・医療の充実	(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化	ソーシャルサポートセンター【再掲】	精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型、訪問看護、計画相談支援の事業を行います。その中で、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供を行います。	【再掲】					
95	障がい事業課	3. 保健・医療の充実	(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化	障がい者等喀痰吸引等研修費等補助【再掲】	医療的ケアの必要な人に対し必要な支援を行えるよう、居宅介護事業者へ喀痰吸引等研修に係る費用を一部補助します。	【再掲】					
96	障がい事業課 健康増進課	3. 保健・医療の充実	(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化	障がい者歯科診療体制推進事業	重度の障がいのある人も含め、障がいのある人が身近な場所で安心して歯科診療を受けることができるよう、歯科医師会などの関係機関と連携しながら、健康センター内に障がい者の歯科診療所を設置開設し、市内歯科診療体制の整備促進を図ります。	予定どおり	障がい等の理由により歯科治療に特別な配慮を必要とする方に対し、専門知識や経験のある歯科医師等が歯科治療や歯科保健指導を行いました。 ●来所実績 R3年度 開所日数：12日 延利用者数：79人 利用者数(実数)：34人 R4年度 開所日数：50日 延利用者数：413人 利用者数(実数)：98人	障がい等の理由により歯科治療に特別な配慮を必要とする方に対し、専門知識や経験のある歯科医師等が歯科治療や歯科保健指導を行います。	利用者の障がい特性によっては、対応が難しい診療方法などを求められる。	維持継続	重度の障がいのある人も含め、障がいのある人が身近な場所で安心して歯科診療を受けることができるようにするため
97	企画政策課	3. 保健・医療の充実	(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化	うらやす健康・元氣コンソーシアム構想	「市民の健康」、「都市の健康」に寄与する地域活動を推進するため、高洲地区に集積する健康(スポーツ)や医療、福祉などの機能の連携を図ります。	予定どおり	令和3年度に、うらやす健康・元氣コンソーシアムの協定を締結し、令和4年度から参画団体と連携協力しながら、高等学校の生徒と高齢者福祉施設に同居されている方々との交流や、医療機関や福祉施設への職業体験、熱中症予防に関する取り組みなどを行っています。	「市民の健康」と「都市の健康」の構築を目指して、参画団体と連携協力しながら、取り組みを継続する。	庁内の推進体制を整備する必要がある。	維持継続	「市民の健康」と「都市の健康」の構築を目指して、継続的に取り組む必要があるため
98	障がい事業課	3. 保健・医療の充実	(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化	医療的ケア児支援協議会の開催	医療的ケアの必要な児童やその家族の地域における支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図ります。	その他	令和3年度より未実施	庁内関係機関で調整を進め、医療的ケア児等支援協議会の開催を目指す。	なし	その他	令和3年度より未実施のため
99	健康増進課	3. 保健・医療の充実	(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化	いのちとこころの支援事業	人と人とのつながりを目指した庁内外のネットワークづくりと、困難を抱えた市民を支援につなぐためのゲートキーパーの養成や相談窓口の周知などを行います。	予定どおり	・令和3年度：支援協議会2回、実務者会議1回、支援者研修会1回、ゲートキーパー養成講座3回、市民向け研修会1回、相談先一覧の配布と設置、事業評価 ・令和4年度：支援協議会2回、実務者会議1回、支援者研修会1回、ゲートキーパー養成講座3回、市民向け研修会1回、相談先一覧の配布と設置、事業評価 ・令和5年度(予定)：健康うらやす21推進検討委員会、ゲートキーパー養成講座3回、支援者研修会1回、相談先一覧の配布と設置、事業評価	・令和6年度：ゲートキーパー養成講座3回、支援者研修会1回、相談先一覧の配布と設置、事業評価 ・令和7年度：ゲートキーパー養成講座3回、支援者研修会1回、相談先一覧の配布と設置、事業評価 ・令和8年度：ゲートキーパー養成講座3回、支援者研修会1回、相談先一覧の配布と設置、事業評価	令和5・6年度において、健康うらやす21(第3次)の計画策定を行うため、令和5年7月からの策定委員会の設置と同時に、いのちとこころの支援対策協議会を廃止し、実務者会議を検討の場として残すなど検討していく。	維持継続	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自殺者数が増加している為、引き続きゲートキーパーの役割を意識し実践できる市民、職員の増加を目指すため
100	障がい事業課 障がい福祉課	3. 保健・医療の充実	(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加・地域の助け合い・教育が包括的に確保された支援体制を構築します。「浦安市自立支援協議会」と(県主催：圏域)地域包括ケアシステム構築推進事業)、双方合わせた「両輪」を協議の場として検討していきます。	予定どおり	令和3・4年度は地域生活支援部会や市川・浦安圏域の実務者会議にて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて議論を重ね、情報共有を図った。 令和5年度は市と関係機関が連携を図り、更なる精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。	自立支援協議会や市川・浦安圏域の実務者会議にて議論を重ねつつ、市と関係機関が連携を図り、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域を目指す。	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて具体的な方向性が定まっていない	維持継続	精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加・地域の助け合い・教育が包括的に確保された支援体制の構築を促進する必要があるため
101	障がい福祉課	3. 保健・医療の充実	(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化	重度障がい者医療費助成事業	重度障がいのある人の健康の保持と生活の安定を図るため、重度障がいのある人に対し、医療給付金を支給します。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数1,867人 令和4年度実績 実利用者数1,879人 令和5年度見込 実利用者数1,800人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	利用者の増加への対応	維持継続	障がいのある人の健康の保持と生活の安定を図るため、事業を維持継続していく。
102	障がい福祉課	3. 保健・医療の充実	(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化	自立支援医療(精神通院医療)	精神障がいのある人の健康の保持と生活の安定を図るため、精神疾患等で継続的な通院が必要な人に対し、医療費の負担を軽減します。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数2,121人 令和4年度実績 実利用者数2,310人 令和5年度見込 実利用者数2,500人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	利用者の増加への対応	維持継続	障がいのある人の健康の保持と生活の安定を図るため、事業を維持継続していく。
103	障がい福祉課	3. 保健・医療の充実	(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化	自立支援医療(更生医療)	18歳以上の身体障がいのある人に対し、障がいの程度を軽減し生活の安定を図るため、医療費の負担を軽減します。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数195人 令和4年度実績 実利用者数163人 令和5年度見込 実利用者数170人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	なし	維持継続	障がいのある人の健康の保持と生活の安定を図るため、事業を維持継続していく。
104	障がい福祉課	3. 保健・医療の充実	(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化	自立支援医療(育成医療)	18歳未満の児童が、手術等の治療をすることにより機能を回復しうる場合の医療費の助成や補装具の支給を行います。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数15人 令和4年度実績 実利用者数8人 令和5年度見込 実利用者数10人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	なし	維持継続	障がいのある人の健康の保持と生活の安定を図るため、事業を維持継続していく。
105	障がい福祉課	3. 保健・医療の充実	(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化	精神障がい者入院医療費助成	精神障がいのある人の健康の保持と生活の安定を図るため、精神疾患の治療のための入院に係る費用の一部を助成します。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数30人 令和4年度実績 実利用者数23人 令和5年度見込 実利用者数30人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	なし	維持継続	障がいのある人の健康の保持と生活の安定を図るため、事業を維持継続していく。
106	障がい福祉課	3. 保健・医療の充実	(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化	難病者見舞金の支給	難病のある人の生活の安定を図るため、見舞金を支給します。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数267人 令和4年度実績 実利用者数309人 令和5年度見込 実利用者数240人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	入院日数や通院の証明書の取得が負担となっている。定額制(手当化)の声もある。	維持継続	障がいのある人の健康の保持と生活の安定を図るため、事業を維持継続していく。
107	障がい事業課 障がい福祉課	3. 保健・医療の充実	(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化	移動支援事業【再掲】	障がいのある人が円滑に外出し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、ヘルパーによる移動(外出)の支援を行います。	【再掲】					
108	障がい福祉課	3. 保健・医療の充実	(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化	福祉タクシー利用料金助成	障がいのある人が円滑に外出できるよう、タクシー料金を助成します。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数267人 令和4年度実績 実利用者数309人 令和5年度見込 実利用者数240人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	利用者及びタクシー会社から、タクシー券に代わる媒体を求める声がある。	維持継続	障がいのある人の健康の保持と生活の安定を図るため、事業を維持継続していく。

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(令和3年度～ 令和5年度) (イ)	計画内容(令和6年度～ 令和8年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和6年度以降の 方向性 (オ)	令和6年度以降の方向性についてその項目を選 択した理由を記入してください。 (カ)
109	健康増進課	3. 保健・医療 の充実	(2) 医療・保 健・福祉の 充実と連携 強化	在宅ケアサービス推進事業	介護保険や障がい福祉サービスの利用対象外とな った末期がん患者に対して、訪問介護や福祉用 具貸与などの在宅サービスを利用した際の費用の 一部を助成します。 通院が困難な方に対し、在宅歯科訪問診療を含む 口腔機能の向上を推進します。	予定どおり	● 在宅サービスを利用した場合の費用の一部助 成 令和3年度: 6件87,794円 令和4年度: 0件 ● がん治療に伴う外見の変化をカバーするための 補整具購入に要する経費の一部助成 ・ウィッグ購入費用助成(令和2年度より開始) 令和3年度: 46件1,368,184円 令和4年度: 63件1,835,465円 ・胸部補整具購入費用助成 令和3年度: 6件120,000円 令和4年度: 19件354,790円 ● 浦安市歯科医師会に訪問歯科診療推進業務を 委託した。 【訪問歯科診療実績】 令和3年度: 実121件 延べ908人 令和4年度: 実240件 延べ861人	引き続き、経費の一部助成と訪問診療を 行う。	● 令和5年度より県でのがん患者 QOL向上事業(新規)が開始となっ たため、がん患者の在宅療養の一 部費用の助成の見直しを検討して いく。 ● 事業の認知度を高めるため、対 象者に周知していく方法を検討す る。	見直し継続	● 令和5年度より県でのがん患者QOL向上 事業(新規)が開始となり、がん患者の在宅 療養の一部費用の助成の見直しを検討して いくため ● 事業の認知度を高め、それぞれ市民、が ん治療や相談にのる機関、在宅療養生活 を支える事業者等に周知していくため
110	こども発達センター	4. 子どもへ の支援の充 実	(1) 就学前 療育・教育 の充実	こども発達センター【再掲】	発達に心配のある子どもとその保護者を支援する ため、子ども発達相談、個別療育、児童発達支援 (にじいろ)、保育所等訪問支援、地域機関支援を 行います。	【再掲】					
111	障がい福祉課	4. 子どもへ の支援の充 実	(1) 就学前 療育・教育 の充実	児童発達支援事業	未就学児に対し、療育支援を行います。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数201人 令和4年度実績 実利用者数234人 令和5年度見込 実利用者数272人	利用状況やニーズを確認しながら、引き 続き事業を実施していく。	増加する申請者に対応できるよう、 施設の拡充や手続きの効率化	維持継続	障がいのある子どもに対し、その障がいの 影響を小さくしたり、適切な療育を受ける環 境づくりのため、事業を維持継続していく。
112	障がい事業課	4. 子どもへ の支援の充 実	(1) 就学前 療育・教育 の充実	医療的ケア支援事業	たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理 など、医療的ケアが必要な子どもの療育的ニーズ に対応するため、事業者と連携しながら、総合福祉 センター内で、児童発達支援及び放課後等デイ サービスを実施します。	予定どおり	たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理 など、医療的ケアが必要な子ども達の居場所を総 合福祉センター内で提供した。	たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛 生管理など、医療的ケアが必要な子ども 達の居場所を総合福祉センター内で提 供する。	なし	維持継続	たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生 管理など、医療的ケアが必要な子ども 療育的ニーズに対応するため
113	障がい事業課	4. 子どもへ の支援の充 実	(1) 就学前 療育・教育 の充実	障がい者等喀痰吸引等研修費等 補助【再掲】	医療的ケアの必要な人に対し必要な支援を行える よう、居宅介護事業者へ喀痰吸引等研修に係る費 用を一部補助します。	【再掲】					
114	障がい事業課	4. 子どもへ の支援の充 実	(1) 就学前 療育・教育 の充実	重度障がい児等通所事業所特別 支援事業補助	医療的ケアを必要とする在宅の障がいのある児童 等の通所先を確保するため、児童発達支援、放課 後等デイサービス、日中一時支援を行う事業者 に対し、運営に係る費用の一部を補助します。	予定どおり	医療的ケアを常時必要とする在宅の障がい児又は 障がい者の通所先の確保を促進するため、児童発 達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援を 行う事業所に医療的ケアに要する経費の一部を補 助した。 ● 実績 R3年度 1事業所・実利用者4人・延日数102日・ 9,600,000円 R4年度 1事業所・実利用者4人・延日数100日・9,600,000 円 R5年度 9,600,000円(予定)	医療的ケアを常時必要とする在宅の障が い児又は障がい者の通所先の確保を促 進するため、児童発達支援、放課後等 デイサービス、日中一時支援を行う事業 所に医療的ケアに要する経費の一部を補 助する。	なし	維持継続	医療的ケアを必要とする在宅の障がいのあ る児童等の通所先を確保するため
115	障がい事業課	4. 子どもへ の支援の充 実	(1) 就学前 療育・教育 の充実	障がい者福祉推進事業(サポート ファイルの活用)【再掲】	相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等で 作成されるそれぞれの支援計画等が連携するた め、障がいの特性や支援内容を記録して家族や関 係機関が情報を共有するための「サポートファイ ル」の活用を促進します。 また、市主催のイベント等でサポートファイルの周 知を図ります。	【再掲】					
116	障がい事業課	4. 子どもへ の支援の充 実	(1) 就学前 療育・教育 の充実	自立支援協議会の開催(こども)	障がいのある子どもへの支援の充実を図るため、 福祉担当課、こども発達センター、教育委員会、当 事者団体、障がい児相談支援事業所、障がい児通 所支援事業所等の関係機関による連携の強化を 図ります。	予定どおり	生まれてから18歳になるまでのこどもへの支援を 協議し、ライフステージに合わせた必要な支援と関 係機関のスムーズな連携を図るため、教育と福祉 の連携に関する事項や相談体制の充実に関する 事項などについて協議した。 ● 実績 R3年度 3回開催 R4年度 3回開催 R5年度 3回開催(予定)	令和6年度における部会構成について は、令和5年度における各部会での議論 を基に、「プロジェクト型」の部会を行い、こ ども部会は実施しない予定である。	きょうだい児や医ケア児などにつ いて部会のみで地域課題を解決す ることが難しい。	その他	令和6年度における部会構成については、 令和5年度における各部会での議論を基 に、「プロジェクト型」の部会を行い、こども部 会は実施しない予定であるため
117	障がい事業課	4. 子どもへ の支援の充 実	(1) 就学前 療育・教育 の充実	医療的ケア児支援協議会の開催 【再掲】	医療的ケアの必要な児童やその家族の地域にお ける支援体制を整備するため、医療、保健、福祉 等の関係機関と連携を図ります。	【再掲】					
118	こども家庭支援セン ター	4. 子どもへ の支援の充 実	(1) 就学前 療育・教育 の充実	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策の充実のため、関係する機関の 代表者会議、実務者会議を通じて円滑な情報交換 を行い、個別の支援ケースに関してより細やかな 支援を行います。	予定どおり	月に一度実務者会議を実施し、関係機関(庁内 12機関、庁外9機関)及び各地区の主任児童委員 と共に要保護児童について支援方針を検討し、進 捗管理を行っている。 また、年に1度以上、それぞれの機関の代表者を 集めた代表者会議を開催し、本市の虐待通告件数 などを把握し、児童虐待防止に関わる各所属の役 割について理解を促している。	現行通り実施の予定。	要保護児童の増加に伴い、実務者 会議という限られた時間の中で効 果的な支援方針を検討する方法に ついて課題がある。	維持継続	関係する機関の代表者会議、実務者会議を 通じて円滑な情報交換を行い、個別の支援 ケースに関してより細やかな支援を行うため

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(令和3年度～令和5年度)(イ)	計画内容(令和6年度～令和8年度)(ウ)	事業を実施している・進めていく上での課題点(エ)	令和6年度以降の方向性(オ)	令和6年度以降の方向性についてその項目を選択した理由を記入してください。(カ)
119	青少年課 保育幼稚園課 教育センター	4. 子どもへの支援の充実	(1)就学前療育・教育の充実	巡回訪問看護事業	医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。	予定どおり	●実績 保育園・幼稚園・認定こども園 R3年度 実施3人 R4年度 実施2人 R5年度 実施2人(予定) 市立小・中学校 R3年度 実施1人 R4年度 実施2人 R5年度 実施2人(予定)	・対象の子どもが安心して通所先で生活できるよう、看護師が巡回訪問をして、ケアを実施します。 ・本事業を安全かつ適正に実施するため、検討委員会を設置し、事業実施の可否検討、対象の子どもの実施状況の把握等を行います。	・子どもを対象とした医療的ケアを実施できる訪問看護事業所が少ないことや、受け入れを実施する園において加配職員が必要であることから、人材不足により事業実施が難しい。 ・就学を見据えた早期からの支援体制作り。 ・幼少期からの対象となる子どもの把握。 ・他機関との情報の共有・連携。 ・緊急時における看護師や学校等の職員の役割の明確化と、体制の整備。	維持継続	医療的ケアを必要とする子どもが安心して通所先で生活できるようにするため
120	教育センター	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	まなびサポート事業	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。また、研修にて通常の学級や特別支援学級の担任、通級指導教室担当、特別支援教育コーディネーター、学年・教科支援教員、学習支援室活用推進教員、心身障がい児支援員等の資質向上を図ります。	予定どおり	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを把握するために、個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成を進めてきた。また、各種研修会においては、受講者のニーズを把握し、講師の選定や研修形態の工夫に努めた。	個別的教育支援計画・個別の指導計画の必要性の理解と効果的な活用方法について、指導・助言していく。また、子どもや教師、保護者の悩みの解決に繋がるような研修内容を計画する。	子どものより豊かな園・学校生活を実現するための的確に見立てる力が必要。	維持継続	特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため。また、特別な教育的支援を必要とする子どもと関わる教職員の資質向上のため。
121	教育センター	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	通級指導教室	特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じたプログラムを組み、個別又は小集団で指導を行い、成長を促します。市の通級指導教室には「ことばときこえの教室」、「LD・ADHD等の通級指導教室」があります。視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由のある児童生徒のニーズに応じ、県立特別支援学校の通級指導やサテライト教室、相談会などがありますが、より多くの子どもが通級指導を受けることができるよう巡回校を増やすなどの拡充を図ります。	予定どおり	令和3年度「ことばときこえの教室」は南小学校、日の出南小学校へ、「LD・ADHD等の通級指導教室」は日の出小学校での巡回指導を新たに開始した。また、「中学校通級」では令和5年度より高洲中学校の巡回指導が加わった。	子どもや保護者の移動・送迎に伴う負担軽減のため、各小中学校での必要性を検討しながら、巡回校の拡充を図れるようにしていく。	通常の学級担任の子どもを見立てる力と高い専門性を有する指導者の確保が必要。	維持継続	児童一人ひとりの教育的ニーズに対応するため。
122	青少年課 保育幼稚園課 教育研究センター	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	巡回訪問看護事業【再掲】	医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。	【再掲】					
123	教育センター	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	特別支援学級等整備事業	特別な教育的支援の必要な児童生徒が、より身近な場所で適切な指導や支援が受けられるよう、市立小・中学校に特別支援学級や通級指導教室を整備します。一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実を図るため、特別支援学級や通級指導教室の整備を計画的に進めます。	予定どおり	令和3年度は高洲北小学校、令和4年度は富岡小学校、令和5年度は日の出小学校に特別支援学級が開設され、市内17校中16校に特別支援学級が設置された。通級指導教室に関しては、指導を必要とする児童生徒の増加に対応できるよう、指導者を増員することができた。	特別支援学級の未設置校1校については、就学相談において保護者の要望を確認しながら、設置について検討していく。通級指導教室についても、各小中学校での必要性を検討しながら、拡充を図れるようにしていく。	通常の学級担任の子どもを見立てる力と高い専門性を有する指導者の確保が必要。	維持継続	児童一人ひとりの教育的ニーズに対応するため。
124	教育政策課	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	県立特別支援学校誘致事業	就学の選択肢を広げ、個に応じたニーズに対応するため、県立特別支援学校の誘致に向けて千葉県と協議を進めます。	予定どおり	県立特別支援学校誘致推進委員会を開催し、誘致に際し必要となる要件や環境の検討、関係者へのヒアリング調査を行った結果、誘致先の施設として、児童生徒の減少による空き教室を活用する既存校との併設型での誘致の方向性を整理した。本市の誘致方針を基に県と協議を進め、令和9年度に開校を目指すことで合意した。令和5年度は、地域住民対象の説明会を開催し理解を求めていく。また、県とは具体的な内容について協議を進める。	令和9年度の開校を目指して、校舎の改修工事の設計業務・工事を進める。	既存校との併設型での開校は類を見ない事例となることから、既存校・特別支援学校双方の児童生徒にとってよりよい学校の形にするため、県と綿密に協議を行っていかねばならない。	維持継続	県と協議の上、開校までの必要な準備を進めるため。
125	障がい事業課	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	特別支援学校通学支援事業	市川特別支援学校高等部へ自力通学する生徒で、一人での通学に不安のある生徒の通学時、ボランティアが見守りを行います。	その他	令和3年度より未実施	現時点で実施する予定なし	なし	その他	令和3年度より未実施のため
126	教育施設課	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	学校施設のバリアフリー化	児童生徒の教育的ニーズに応じて、スロープや多機能トイレ、エレベーターなどを整備し、学校施設のバリアフリー化を進めます。	予定どおり	・令和3～5年度 バリアフリー設備の経年劣化箇所の修繕 ※小中学校ではバリアフリー設備を整備済み	・令和6～8年度 バリアフリー設備の経年劣化箇所の維持補修	・経年劣化による設備更新の方法(利用者への影響をいかに軽減させるか、その方法)	維持継続	学校施設のバリアフリー化を推進するため
127	指導課	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	情報教育推進事業	児童生徒の情報活用能力のさらなる向上が図られるよう、ICT環境を計画的に整備します。	予定どおり	児童生徒に整備された1人1台タブレット端末や様々なアプリ・サービスを活用することで、一人ひとりの能力に応じたきめ細かな指導や学習を推進した。	整備されたICT環境を活用し、教職員が積極的に授業に取り入れていけるようにするため、教職員を対象とした研修会を充実させたり、市内の活用事例を共有し、教職員が具体的な活用場面をイメージできるようにする。	学校間、教員間による活用への意識格差や技能格差が広がっている。	維持継続	今後もICTを活用して「個別最適な学習」と「協働的な学習」を推進していく必要があり、機器整備・保守と教職員の活用能力向上を両輪として進めていくため
128	学務課	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	特別支援教育就学奨励費	市内の特別支援学級及び通常の学級に在籍する児童生徒(学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒)の就学に関して、経済的負担を軽減するため、学用品費や学校給食費等の一部を援助します。また、通級指導教室利用者には交通費の一部を援助します。	予定どおり	小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校、通級指導教室に在籍する児童・生徒等に対し、就学のため必要な経費(学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、通学費等)について一部負担し、保護者の負担軽減を図った。 ●実績(対象者数と補助経費) 令和3年度 特別支援学級 小学校 69名 2,228,349円 中学生 33名 1,661,974円 令和4年度 特別支援学級 小学校 57名 1,747,084円 中学生 33名 1,870,137円 特別支援学校 小学部 3名 164,920円 中学部 7名 315,600円 令和5年度 引き続き、実施する。	令和6～8年度も引き続き、実施する。	特別支援教育就学奨励費対象者が限られているため、周知の方法が難しい。 年度初めに学校に制度周知のお願いをしている。	維持継続	この事業は、特別支援学校への就学奨励に関する法律の目的を鑑みるとともに、国庫補助事業であることから国の要綱に準じて実施するため

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(令和3年度～令和5年度)(イ)	計画内容(令和6年度～令和8年度)(ウ)	事業を実施している・進めていく上での課題点(エ)	令和6年度以降の方向性(オ)	令和6年度以降の方向性についてその項目を選択した理由を記入してください。(カ)
129	教育センター	4. 子どもへの支援の充実	(2) 就学後療育・教育の充実	交流及び共同学習【再掲】	特別支援学級と通常の学級の子どもたちが共に学ぶ機会が得られるよう、交流及び共同学習を計画的に実施します。	【再掲】					
130	教育センター	4. 子どもへの支援の充実	(2) 就学後療育・教育の充実	居住地校交流の推進【再掲】	本市在住の特別支援学校に在籍する児童生徒が、地域の小・中学校において交流を図る「居住地校交流(県の事業)」を推進していきます。	【再掲】					
131	障がい事業課	4. 子どもへの支援の充実	(2) 就学後療育・教育の充実	放課後等デイサービス事業	学校在学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって自立を促進するため、放課後等の居場所を提供します。	予定どおり	令和3年度実績 実利用者数346人 令和4年度実績 実利用者数369人 令和5年度見込 実利用者数394人	利用状況やニーズを確認しながら、引き続き事業を実施していく。	増加する申請者に対応できるよう、施設の拡充や手続きの効率化	維持継続	障がいのある子どもに対し、その障がいの影響を小さくしたり、適切な療育を受ける環境づくりのため、事業を維持継続していく。
132	青少年課	4. 子どもへの支援の充実	(2) 就学後療育・教育の充実	児童育成クラブ	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や夏休みなどに支援を行います。	予定どおり	児童育成クラブにおいて、令和3～5年度(5年度については6月1日現在)に医療的ケアを必要とする児童は入会していないが、教育センターや保育幼稚園課と定期的に情報共有をしている。	児童育成クラブにおいて、令和3～5年度(5年度については6月1日現在)に医療的ケアを必要とする児童は入会していないが、引き続き情報共有を図っていく。	医療的ケアを必要とする児童を受け入れるにあたり、知識や経験を有する職員が少ないことや、受け入れる場所を確保する必要があることから、急遽の受け入れの対応が難しい。	維持継続	保護者の就労支援を目的とした事業であり、受け入れを実施する必要があるため
133	障がい事業課	4. 子どもへの支援の充実	(2) 就学後療育・教育の充実	青少年発達サポートセンター	小学生から25歳までの発達障がいのある人と発達障がいの心配のある人、専門性の高い相談や療育支援を行います。また、発達が気になる児童生徒が通学する学校を支援し、連携を図ります。	予定どおり	小学生から概ね25歳までの発達障がいのある人と発達障がいの疑いある人に、専門性の高い相談や療育支援を行った。また、発達が気になる児童・生徒の通学する学校を支援し、連携を図った。 ●実績 R3年度 登録者数 合計875人 (内訳)小学生466人、中学生194人、高校生113人、高校卒業以上85人、26歳以上17人 R4年度 登録者数 合計965人 (内訳)小学生293人、中学生241人、高校生194人、高校卒業以上196人、26歳以上41人	小学生から概ね25歳までの発達障がいのある人と発達障がいの疑いある人に、専門性の高い相談や療育支援を行う。また、発達が気になる児童・生徒の通学する学校を支援し、連携を図る。	そらいろの特性について保護者が間違えた解釈をもって、利用を継続してしまい、面談時に認識の齟齬が生じてしまうケースがある。	維持継続	小学生から25歳までの発達障がいのある人と発達障がいの心配のある人に、専門性の高い相談や療育支援を行うため
134	教育センター	4. 子どもへの支援の充実	(3) 就学・進学相談の充実	まなびサポート事業【再掲】	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。また、研修にて通常の学級や特別支援学級の担任、通級指導教室担当、特別支援教育コーディネーター、学年・教科支援教員、学習支援室活用推進教員、心身障がい児支援員等の資質の向上を図ります。	【再掲】					
135	こども発達センター	4. 子どもへの支援の充実	(4) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実	こども発達センター【再掲】	発達に心配のある子どもとその保護者を支援するため、こども発達相談、個別療育、児童発達支援(にじいろ)、保育所等訪問支援、地域機関支援を行います。	【再掲】					
136	障がい事業課	4. 子どもへの支援の充実	(4) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実	青少年発達サポートセンター【再掲】	小学生から25歳までの発達障がいのある人と発達障がいの心配のある人、専門性の高い相談や療育支援を行います。また、発達が気になる児童生徒が通学する学校を支援し、連携を図ります。	【再掲】					
137	障がい事業課	4. 子どもへの支援の充実	(4) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実	自立支援協議会の開催(こども)【再掲】	障がいのある子どもへの支援の充実を図るため、福祉担当課、こども発達センター、教育委員会、当事者団体、障がい児相談支援事業所、障がい児通所支援事業所等の関係機関による連携の強化を図ります。	【再掲】					
138	障がい事業課	4. 子どもへの支援の充実	(4) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実	障がい者福祉推進事業(サポートファイルの活用)【再掲】	相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等で作成されるそれぞれの支援計画等が連携するため、障がいの特性や支援内容を記録して家族や関係機関が情報を共有するための「サポートファイル」の活用を促進します。また、市主催のイベント等でサポートファイルの周知を図ります。	【再掲】					
139	障がい事業課	4. 子どもへの支援の充実	(4) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実	医療的ケア児支援協議会の開催【再掲】	医療的ケアが必要な児童やその家族の地域における支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、保育、教育等の関係機関との連携を図ります。	【再掲】					
140	青少年課 保育幼稚園課 教育研究センター	4. 子どもへの支援の充実	(4) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実	巡回訪問看護事業【再掲】	医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。	【再掲】					
141	障がい事業課	4. 子どもへの支援の充実	(4) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実	医療的ケア支援事業【再掲】	たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理など、医療的ケアが必要な子どもの療育的ニーズに対応するため、事業者と連携しながら、総合福祉センター内で、児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施します。	【再掲】					
142	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の充実	(1) 就労支援体制の充実と障がい者雇用の促進	就労支援センター【再掲】	障がいのある人が就労の場や機会を得られるよう、就労相談、就労訓練、ジョブコーチ支援、就職活動支援、職場開拓、定着支援、離職者支援などを行います。	【再掲】					
143	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の充実	(1) 就労支援体制の充実と障がい者雇用の促進	就労支援ネットワーク会議の開催	障がいのある人の就労支援体制の強化を図るため、市、就労支援センター、就労支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等の関係機関から構成される就労支援ネットワーク会議を開催します。	予定どおり	市、障がい者就労支援センター、就労支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等の関係機関が集まり、情報共有及び障がいのある方の就労支援体制を強化するための会議を実施した。 〈開催回数〉 ・令和3年度 2回 ・令和4年度 2回 ・令和5年度 2回(予定)	障がいのある方の就労支援体制を更に強化できるよう引き続き会議を開催し、協議を行う。	成果が形として確認しにくい、工夫が必要である。	維持継続	障がいのある人の就労支援体制の強化を図るため

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(令和3年度～令和5年度)(イ)	計画内容(令和6年度～令和8年度)(ウ)	事業を実施している・進めていく上での課題点(エ)	令和6年度以降の方向性(オ)	令和6年度以降の方向性についてその項目を選択した理由を記入してください。(カ)	
144	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の充実	(1) 就労支援体制の充実と障がい者雇用の促進	自立支援協議会の開催(地域生活支援)	障がいのある人の地域生活における課題を解決するため、関係機関から構成される自立支援協議会(地域生活支援部会)を定期的に開催します。	予定どおり	議題の主な内容 ・利用ニーズに応じた住まいの場について ・災害弱者支援体制の充実について ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について ●実績 R3年度 3回開催 R4年度 3回開催 R5年度 3回開催予定	令和6年度における部会構成については、令和5年度における各部会での議論を基に、「プロジェクト型」の部会を行い、地域生活支援部会は実施しない予定である。	・GHアンケート調査結果を分析し、重度の方や障がい特性に応じたグループホームの整備を進める必要がある。	その他	令和5年度における各部会での議論を基に、「プロジェクト型」の部会を行い、地域生活支援部会は実施しない予定であるため	
145	商工観光課	5. 雇用・就労支援の充実	(1) 就労支援体制の充実と障がい者雇用の促進	雇用促進奨励金	雇用機会の拡大を図るため、市内に居住する高齢者及び障がいのある人を雇用する事業主に対し、雇用促進奨励金を交付します。	予定どおり	高齢者・障がいのある方の雇用機会の拡大のため、年2回、高齢者・障がいのある方を雇用している事業主に対して雇用促進奨励金を支給している。また、令和5年度に対象を見直し、高齢者及び定年退職年齢を「60歳以上」から「65歳以上」に引き上げた。 【令和3年度】 ・交付決定状況 高齢者: 44人 障がい者A: 46人 障がい者B: 32人 交付金額: 10,080,000円 【令和4年度】 ・交付決定状況 高齢者: 60人 障がい者A: 41人 障がい者B: 35人 交付金額: 11,280,000円	毎年度、高齢者・障がいのある方の雇用機会の拡大のため、年2回、高齢者・障がいのある方を雇用している事業主に対して雇用促進奨励金を支給する。	昨今の社会情勢における定年退職後の再雇用の定着や、障がいのある方の法定雇用率の引き上げなど、高齢者や障がいのある方の雇用をとりまく環境の変化を踏まえた上で、効果的な制度となるよう、改善を図る必要がある。また、認知症のある方も障がい者手帳を取得すれば交付対象となるため、周知に努めていく必要がある。	維持継続	本制度が障がいのある方や高齢者の雇用機会の拡大に一定の効果があると考えられるため	
146	商工観光課	5. 雇用・就労支援の充実	(1) 就労支援体制の充実と障がい者雇用の促進	障がい者職場実習奨励金	雇用機会の拡大を図るため、市内に居住する障がいのある人を職場実習に受け入れた事業主に対し、職場実習奨励金を交付します。	予定どおり	市川公共職業安定所のあっせんを通じて、市内に居住する障がいのある方の職場実習を受け入れた事業主に対して、実習生一人あたり2万円の奨励金を交付している。 【令和3年度交付実績】 ・延べ対象者数: 35人 ・交付額: 700,000円 【令和4年度交付実績】 ・延べ対象者数: 25人 ・交付額: 500,000円	市川公共職業安定所のあっせんを通じて、市内に居住する障がいのある方の職場実習を受け入れた事業主に対して、実習生一人あたり2万円の奨励金を交付する。	障がいのある方の雇用機会拡大のため、引き続き制度の周知を行い、事業者の更なる制度利用を促進する必要がある。	維持継続	障がいのある方の法定雇用率が段階的に引き上げられるなど、障がいのある方の雇用機会の拡大が求められているため	
147	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の充実	(1) 就労支援体制の充実と障がい者雇用の促進	ワークステーション事業(市役所内)	市役所内に設置したワークステーションでは、障がい者手帳所持者などを会計年度任用職員として雇用し、就労支援を行います。	予定どおり	特別支援学校や就労移行支援事業所等に、当該事業を紹介し実習生を募る。実習で一定の基準に達した者を雇用し、長期の就労に移行できるようスキルアップを図っている。 (雇用実績) ・令和3年度 8人 ・令和4年度 7人 ・令和5年度 5人(5月末現在)	障がいのある方の就労の場を提供し、市職員の障がいへの理解を深めるため、引き続き、市ワークステーションにおいて、会計年度職員として雇用する。また8名の雇用を達成する。	・最長の就労・雇用期間が一律で3年間である。 ・障がいのある人の雇用拡大に伴い、有資格指導員の確保・増員を図る必要がある。 ・保護者及び本人が本事業を理解しておらず、学校の延長だと考えている場合があるため、しっかり理解してもらえよう説明する必要がある。	維持継続	就労に課題を抱えている障がいのある方への就労の場の提供が必要であるため	
148	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の充実	(1) 就労支援体制の充実と障がい者雇用の促進	障がい者権利擁護センター【再掲】		【再掲】						
149	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の充実	(2) 福祉的就労の促進	浦安はたらく場福祉マップによる情報提供	障がいのある人が働く場を探すことができる福祉マップを、市ホームページなどを活用して情報の提供を行います。	予定どおり	市ホームページ等を活用し、情報の提供を行った。新規で市内に事業所を開設した際は、随時データの更新を行った。	随時更新し、常に最新の状態を維持する。更なる周知に努める。	まだまだ周知啓発が不足しているため、広く市民の方々に知っていただけよう周知方法の検討が必要である。	維持継続	障がいのある方が働く場を探す際の情報提供源として需要があるため	
150	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の充実	(2) 福祉的就労の促進	重度障がい者支援事業所運営費補助【再掲】	重度障がいのある人を支援する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム、短期入所事業を運営する事業者に対し、人員、設備費用等の運営費補助を行います。	【再掲】						
151	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の充実	(2) 福祉的就労の促進	うらやす市ハンドメイドBOOKの配布	就労施設等の受注・販売を拡大するため、製品や受注業務のカタログを作成し配布します。	やや遅れている	障がい福祉サービス事業所等の受注・販売を拡大するため、製品や受注業務のカタログを作成し、配布した。 ●実績 R3年度 なし R4年度 なし R5年度 新規で庁内向けのカタログを作成し、配布を行う。	就労に関する支援の充実を図るため、引き続き、製品や受注業務のカタログを作成し配布する。	障がい福祉サービス事業所ごとに作っている製品や実施している受注業務を事業者等に周知する方法を検討する必要がある。	維持継続	障がい福祉サービス事業所等の受注・販売を拡大するため	
152	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の充実	(2) 福祉的就労の促進	就労支援ネットワーク会議の開催【再掲】	障がいのある人の就労支援体制の強化を図るため、市、就労支援センター、就労支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等の関係機関から構成される就労支援ネットワーク会議を開催します。	【再掲】						
153	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の充実	(2) 福祉的就労の促進	身体障がい者福祉センター【再掲】	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練(機能訓練)、地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを提供します。	【再掲】						
154	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の充実	(2) 福祉的就労の促進	障がい者福祉センター【再掲】	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型、計画相談支援の事業を行います。	【再掲】						

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(令和3年度～令和5年度)(イ)	計画内容(令和6年度～令和8年度)(ウ)	事業を実施している・進めていく上での課題点(エ)	令和6年度以降の方向性(オ)	令和6年度以降の方向性についてその項目を選択した理由を記入してください。(カ)
155	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の充実	(2) 福祉的就労の促進	優先調達方針の策定	優先調達推進方針に基づき、市及び関係機関からの発注の促進に努めるとともに、定期的な販売の機会や販路の拡大を図りながら、引き続き工賃向上に向けた取り組みを推進します。	予定どおり	優先調達推進法に基づき、毎年目標を設定し、庁内GWを活用することで福祉事業所への発注の促進に努めた。 庁内の販売場所の増加や、パティオショップを開催することで、販路の拡大を図った。  <目標及び実績> ・令和3年度 目標: 9,116,985円 実績: 6,752,723円 ・令和4年度 目標: 6,752,723円	引き続き市及び関係機関からの発注の促進に努めるとともに、定期的な販売の機会や販路の拡大を図りながら、工賃向上に向けた取り組みを推進する。 新型コロナウイルスの影響で年々減少していた実績を増加するよう努める。	実績が増加するよう周知方法の工夫が必要である。	維持継続	優先調達推進法に義務付けられているため。
156	社会福祉課 障がい福祉課	6. 生活環境の整備	(1) 安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化	災害時要配慮者支援事業	災害発生時の安否確認や救助、避難誘導、加えて日頃の見守り支援が行える体制を整えるため、災害時要配慮者名簿の登録・更新を行いながら、避難支援などに必要な範囲において民生委員や自主防災組織へ名簿を交付します。また、個別避難計画の作成に取り組みます。	予定どおり	災害時要配慮者名簿については、毎年度、民生委員や自主防災組織へ配布した。 令和4年度、浦安市避難行動要支援者避難支援プラン<全体計画>を修正し、個別避難計画を作成。	引き続き、名簿の更新を進めるとともに、個別避難計画の作成を関係者と協議しながら取り組んでいく。	個人情報を取り扱うことから災害時要支援者名簿の受取に至らないことがある	拡大	今後、個別避難計画の作成を拡大していくため
157	障がい事業課	6. 生活環境の整備	(1) 安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化	災害時要配慮者用パンダナの配布	外見からは支援が必要であることが分からない障がいのある人や意思表示が難しい人が、災害時に支援が必要であることを伝えることができる災害時要配慮者用パンダナを配布します。	予定どおり	障がい福祉課や障がい事業課の窓口のほか、市主催のイベントや講演会などで展示・配布をした。  ●実績 R3年度 6枚 R4年度 11枚	市主催のイベントや講演会などで展示や配布をおこない、周知していく。	なし	維持継続	外見からは支援が必要であることが分からない障がいのある人や意思表示が難しい人が、災害時必要な支援を受けることができるようにするため
158	危機管理課	6. 生活環境の整備	(1) 安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化	自主防災組織育成事業	災害に備える住民の自主的な組織を育成するため、防災研修会の開催及び自主防災組織が行う事業や資機材等を購入した際の費用の一部を補助し、活動の支援を行います。	予定通り	外部講師を招き実施した防災講演会や防災リーダー研修会を通して、自主防災組織の防災意識の向上を図った。 また、自主防災組織が行う事業や購入した資器材に対する補助金を交付し、自主防災組織の活動を支援した。	防災講演会や防災リーダー研修会を開催し自主防災組織の防災意識及び防災力を高める。 自主防災組織が行う防災事業や購入する防災資器材に対し補助金を交付し、自主防災組織の活動を支援する。	自主防災組織によって活動頻度や防災意識に差がある。	維持継続	地域の防災リーダーの育成及び地域防災力の向上を図るため
159	障がい事業課 高齢者福祉課	6. 生活環境の整備	(1) 安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化	福祉避難所避難訓練の実施	災害時において福祉避難所が円滑な運営を行うことができるよう、定期的に避難訓練を実施します。	やや遅れている	福祉避難所において避難訓練を実施した。  ●実績 令和3年度 0回 令和4年度 0回 令和5年度 1回(予定)	福祉避難所と連携を図り、定期的に避難訓練を実施する。	定期的に避難訓練を実施していくための計画を策定する必要がある。	拡大	災害時において福祉避難所が円滑な運営を行うことができるようにするため
160	障がい事業課 高齢者福祉課	6. 生活環境の整備	(1) 安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化	福祉避難所支援事業	福祉避難所の機能の充実を図るため、市と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した民間の事業者へ、福祉避難所に備蓄する物資や器材等の購入費に対する補助を行います。また、福祉避難所となっている市内の公共施設へ物資や器材等を設置します。	予定どおり	令和3年度は福祉避難所の機能の充実を図るため、福祉避難所における障がい者等災害時に配慮を要する者の避難生活に必要な物資等の購入に係る経費を補助した。 令和4年度より福祉避難所の備蓄品については市が一括で購入しているため補助金は実施していない。  ●補助金交付実績 R3年度 12事業所・968,000円	個別避難計画の作成が進むことで誰がどここの福祉避難所に避難するか明らかになるため、その対象者に適した備蓄品の購入を進めていく。	なし	維持継続	災害時に障がい等の配慮を要する者が福祉避難所で避難生活を送れるよう生活環境を整えるため
161	危機管理課	6. 生活環境の整備	(1) 安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化	総合防災訓練	市民の防災意識の向上を図るため、市総合防災訓練を開催します。	予定通り	関係機関及び、自治会自主防災組織、市民等が参加し、総合防災訓練を実施した。 令和3年度: 富岡小学校、富岡中学校 令和4年度: 明海南小学校、明海中学校 令和5年度: 堀江中学校、南小学校(予定)	関係機関及び、自治会自主防災組織、市民等が参加し、総合防災訓練を実施する。 開催場所は以下のとおり。 令和6年度: 中町地域 令和7年度: 新町地域 令和8年度: 元町地域	なし	維持継続	市民の防災意識の向上を図るため
162	消防本部警防課	6. 生活環境の整備	(1) 安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化	緊急通報システムNET119	聴覚や言語等に障がいのある人等が、携帯電話(スマートフォンを含む。)のインターネット通信機能を用いて、消防指令センターへ救急車や消防車の出動要請が出来るシステムを運用します。	予定どおり	障がいガイドブック等を活用して緊急通報システムNET119の周知・啓発に努めた。	緊急通報システムNET119の周知・啓発に努める。	なし	維持継続	聴覚や言語等に障がいのある人が救急車や消防車の出動要請を行えるようにするため
163	障がい事業課 障がい福祉課 健康増進課	6. 生活環境の整備	(1) 安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化	救急医療情報キットの配布	聴覚や言語に障がいのある人等が、緊急時に救急隊員が駆けつけたとき、緊急連絡先や医療情報を伝え、迅速で適切な救命活動ができるよう「救急医療情報キット」の利用促進を図ります。	予定どおり	申請者に対して救急医療情報キットの配布を行った。 【実績】 令和3年度: 41人 令和4年度: 31人	引き続き、救急医療情報キットの配布を行う。	効果的な配布方法の検討	維持継続	障がい者のある人等に対して、救急の際に迅速かつ適切な救命活動を行うため
164	障がい事業課 高齢者福祉課	6. 生活環境の整備	(1) 安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化	救急メディカルカードの配布	聴覚や言語に障がいのある人等が、緊急時に自らの意思を伝えることができるよう、「救急メディカルカード」の利用促進を図ります。	その他	現在、救急メディカルカードに代わりヘルプカードを配布している。ヘルプカードは義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは支援や配慮を必要としていることが分からない方が携帯することにより、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲の方に自身の障害等の支援や配慮を求めることができる。	ヘルプカードの配布を促進していく。	なし	廃止	救急メディカルカードに代わりヘルプカードを配布しているため
165	市民安全課	6. 生活環境の整備	(2) 安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化	防犯パトロール活動の支援	防犯パトロールの活動を行う団体に対し、物資の無償貸与を行うとともに、防犯パトロールカーや防犯パトロールバイクの貸出しを行います。	予定どおり	自治会やPTAに対して、防犯パトロール用の物資、防犯パトロールカーや防犯パトロールバイクの貸出しを行った。	令和6年度から令和8年度についても、自治会やPTAに対して、防犯パトロール用の物資、防犯パトロールカーや防犯パトロールバイクの貸出しを行っていく。	なし	維持継続	犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせる地域を促進するため
166	障がい事業課	6. 生活環境の整備	(2) 安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化	障害福祉サービス事業所防犯対策強化整備費補助【再掲】	障害福祉サービス事業所の防犯対策の強化を図るため、市内の障害福祉サービス事業所における防犯対策の整備に要する費用の一部を補助します。	【再掲】					



取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(令和3年度～令和5年度)(イ)	計画内容(令和6年度～令和8年度)(ウ)	事業を実施している・進めていく上での課題点(エ)	令和6年度以降の方向性(オ)	令和6年度以降の方向性についてその項目を選択した理由を記入してください。(カ)	
167	消費生活センター	6. 生活環境の整備	(2)安全・安心に暮らすことができる防犯体制の強化	消費生活啓発事業	障がいのある人が消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、相談、啓発、情報提供などを行います。	予定どおり	心身に障がいのある方やサポート側からのご相談に対する助言のほか、支援会議や各包括支援センターなどと連携を図り、具体的な相談事例をサポート側へ情報提供することで、消費生活トラブルの再発防止の見守りや早期発見・解決につなげられた。 ●心身障がい者関連相談 令和3年度 17件/919件 令和4年度 41件/1028件	心身に障がいのある方が消費者としての利益及び増進が図られるよう、ご本人またはサポートされている方からのご相談に対し、助言や情報提供などを行います。	知的な障がいや発達に障がいのある方については、被害にあっていることへの認識不足により、ご自身から相談ができないケースや、繰り返すトラブルとなってしまうケースが考えられる。	維持継続	障がいのある人が消費者としての利益の擁護及び増進を図るため	
168	市民安全課	6. 生活環境の整備	(3)歩行空間・公共施設等のバリアフリーの推進	自転車走行指導帯等の整備	自転車利用者が安全で快適に通行できるよう自転車走行指導帯等の自転車通行環境の整備を進めます。	予定どおり	令和5年度に堀江4丁目2-18付近から堀江3丁目20-2付近までの、自転車走行指導帯の整備を行う。	場所については未定だが、自転車走行指導帯の整備を進めていく。	今後の自転車通行可歩道の廃止に沿って、自転車走行指導帯の整備を行っていく必要がある。	維持継続	自転車利用者と歩行者が安全に通行できるようにするため	
169	都市計画課	6. 生活環境の整備	(3)歩行空間・公共施設等のバリアフリーの推進	鉄道駅へのホームドア設置の促進	鉄道利用者のホームでの安全性を確保するため、引き続きJR京葉線新浦安駅・舞浜駅及び東京メトロ浦安駅へのホームドアの早期整備を要望していきます。	予定どおり	各駅における鉄道利用者の安全性を確保するため、ホームドアの設置や転落した場合の安全確保対策について、進捗を確認した。	引き続き、各駅へのホームドアの早期整備を要望する。	なし	維持継続	鉄道利用者の安全性を確保するため	
170	都市計画課	6. 生活環境の整備	(3)歩行空間・公共施設等のバリアフリーの推進	コミュニティバス事業	ノンステップバスを使用した「おさんぽバス」を運行し、障がいのある人や高齢者などの外出を支援します。また、地域の実情に合った運行ルートの実現などに取り組みます。	予定どおり	ノンステップバスを使用した「おさんぽバス」を運行し、障がいのある人や高齢者などの外出を支援します。また、地域の実情に合った運行ルートの実現などに取り組みます。	引き続き、おさんぽバス3路線の運行を実施する。また、更なるアンケート調査を実施し、今後のおさんぽバスの運行について見直しを行う。	運行経費の節減	維持継続	障がいのある人や高齢者などの外出を支援するため	
171	都市計画課	6. 生活環境の整備	(3)歩行空間・公共施設等のバリアフリーの推進	浦安市バス利用促進等総合対策事業補助	バス事業者が実施するノンステップバスの導入に係る費用の一部を補助し、バスのバリアフリー化を促進します。	その他	新たなノンステップバスの導入がなかったことから、補助は行わなかった。	令和6年度において、大型2両分のノンステップバス導入に対する補助を行う予定。	なし	維持継続	引き続き、車両に段差なく乗降できるノンステップバスの導入を促進するため	
172	障がい事業課	7. 自立と社会参加の促進	(1)こころ豊かに過ごすことのできる余暇活動の推進	地域活動支援センター経営事業費補助【再掲】	地域活動支援センターを運営する事業者を対象に、事業に要する経費の一部の補助を行います。	【再掲】						
173	障がい事業課	7. 自立と社会参加の促進	(1)こころ豊かに過ごすことのできる余暇活動の推進	身体障がい者福祉センター【再掲】	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練(機能訓練)、地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。その中で、喀痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを提供します。	【再掲】						
174	障がい事業課	7. 自立と社会参加の促進	(1)こころ豊かに過ごすことのできる余暇活動の推進	ソーシャルサポートセンター【再掲】	精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型、訪問看護、計画相談支援の事業を行います。その中で、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供を行います。	【再掲】						
175	障がい事業課	7. 自立と社会参加の促進	(1)こころ豊かに過ごすことのできる余暇活動の推進	発達障がい者等地域活動支援センター【再掲】	発達障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅠ型事業のサービスを実施します。その中で、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供を行います。	【再掲】						
176	障がい事業課	7. 自立と社会参加の促進	(1)こころ豊かに過ごすことのできる余暇活動の推進	移動支援事業【再掲】	障がいのある人が円滑に外出し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、ヘルパーによる移動(外出)の支援を行います。	【再掲】						
177	市民スポーツ課	7. 自立と社会参加の促進	(1)こころ豊かに過ごすことのできる余暇活動の推進	(一社)浦安市スポーツ協会活動費補助金	ポッチャ(重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツ)協会が加入しているスポーツ協会に対し、補助金を交付し、ポッチャの普及・振興を促します。	予定どおり	令和4年度まで市民大会や公民館での練習などを通じて、ポッチャ競技の振興・普及に努めた。また、浦安スポーツフェアにもご協力いただき、本市のスポーツ振興にも貢献された。	令和5年度よりポッチャ協会が(一社)浦安市スポーツ協会を脱退したことにより廃止	なし	廃止	令和5年度よりポッチャ協会が(一社)浦安市スポーツ協会を脱退したため	
178	公民館	7. 自立と社会参加の促進	(1)こころ豊かに過ごすことのできる余暇活動の推進	公民館活動(きぼう青年学級)	就労する知的障がいのある人の余暇支援・交流事業として「きぼう青年学級」を開催します。	予定どおり	毎年度、参加希望者を募集し、事業を実施する。 ＜活動日時＞毎月第3日曜日の午前10時～正午 ＜令和3年度＞10回実施/全12回 ・開級式・体操教室・マジックショー・ポッチャ・三番瀬環境観察館・紙すき・クリスマスコンサート・まち歩き・人形劇・開級式 ＜令和4年度＞11回実施/全12回 開級式・マジックショー・現代産業科学館・音楽鑑賞・浦安市郷土博物館・ふなばし三番瀬環境学習館・秋のコンサート・紙すき・体操教室・ポッチャ大会・開級式 ＜令和5年度＞全12回 ・開級式・ふれあいの森公園ボランティア・紙をすいてうちわを作ろう・葛西臨海水族園・カラオケ大会・秋のコンサート・植物園見学・ボーリング大会・クリスマスコンサート・軽スポーツ体験・ポッチャ大会・開級式	令和6年5月に「40周年記念行事」を開催予定 ・活動日時は、毎月第3日曜日の午前10時～正午 ・館内事業・・・コンサート鑑賞、物づくり、軽い運動などで交流する。 ・館外事業・・・近隣の施設にスマイル号で移動し、余暇活動を楽しむ。	・学級生の高齢化 ・学級参加者数の減少 ・ボランティアスタッフの確保 ・けがや事故の心配	維持継続	就労する知的障がいのある人の余暇・交流の支援を促進するため	
179	教育センター	7. 自立と社会参加の促進	(1)こころ豊かに過ごすことのできる余暇活動の推進	はっぴい発表会の開催	市内特別支援学級の児童生徒が、日ごろの学習成果を発表するとともに、他校の鑑賞を通じて、児童生徒の個々の能力の伸長を行います。	予定どおり	令和4年度は感染防止対策をとりながら、3年ぶりに文化会館大ホールで、午前と午後に分かれてはっぴい発表会を実施した。	地域に発信し多くの人々に発表会を見てもらうことで、地域社会の理解や共感の場を広げていく。	発表の計画、準備、実施にも関わっていることから、運営する教職員の負担が大きい。	維持継続	日頃の学習成果を発表し、自己の可能性を伸ばせる場であるとともに、市内特別支援学級に在籍する子どもたちの教育活動の理解促進につなげるよい機会であるため	
180	障がい事業課	7. 自立と社会参加の促進	(2)自主的活動の促進	障がい福祉団体事業費補助【再掲】	障がい福祉団体が行う事業に要する費用の一部補助します。	【再掲】						
181	障がい事業課	7. 自立と社会参加の促進	(2)自主的活動の促進	事業の後援(支援団体の後援)【再掲】	障がいのある人を支援する市民活動団体などが講演会やイベントを行う際に、市民への周知を図るなど、側面的支援を行い、事業の後援を行います。	【再掲】						

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(令和3年度～ 令和5年度) (イ)	計画内容(令和6年度～ 令和8年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和6年度以降の 方向性 (オ)	令和6年度以降の方向性についてその項目を選 択した理由を記入してください。 (カ)
182	障がい事業課	7. 自立と社会参加の促進	(2) 自主的活動の促進	リフト付き大型バス事業	福祉団体等に車いすのまま乗車できるリフト付き大型バス「スマイル号」を貸し出します。	予定どおり	障がいのある方等の社会参加を促進するため、障がい福祉団体等にリフト付き大型バス「スマイル号」の貸出をおこなった。  ●実績 R3年度 運行日数58日・延乗車人数1,512人・委託費 9,317,130円 R4年度 運行日数115日・延乗車人数3,681人・委託費 8,900,792円	障がいのある方等の社会参加を促進するため、障がい福祉団体等にリフト付き大型バス「スマイル号」の貸出をおこなう。	利用時間や構造の異なる「きずな号」と間違えて予約する方や運行経路に無理がある申請を行う団体がある。	維持継続	障がいのある方等の社会参加を促進するため
183	障がい事業課	7. 自立と社会参加の促進	(2) 自主的活動の促進	自立支援協議会の開催(本人)	障がいのある人同士で情報交換を行い、相互理解の醸成を図るとともに、地域課題を提案します。	予定どおり	当事者間の情報交換を行い相互理解を深めるとともに、地域課題の掘り起しをおこなった。(R3年度 全2回開催/R4年度 全2回開催) R5年度より廃止  ●実績 R3年度 2回開催 R4年度 2回開催	現時点で実施する予定なし	なし	廃止	自立支援協議会の運営方法を見直し、本人部会の委員には他の部会に参加してもらうため

障がい者福祉計画(計画期間:令和3年度～令和5年度)進捗状況一覧

令和5年9月21日 第2回計画策定委員会

(新規事業)

議題2 各事業における進捗状況表

取組番号	担当課 (ア)	事業名 (イ)	事業内容 (ウ)	開始時期 (エ)	実施内容(令和3年度～ 令和5年度) (オ)	計画内容(令和6年度～ 令和8年度) (カ)	事業を実施している・していく上 での課題点 (キ)	令和6年度以降の 方向性 (ク)	令和6年度以降の方向性についてその項目を選 択した理由を記入してください。
1	子ども家庭セン ター	子どもの相談体制構築事業	子どもや保護者が気軽に訪れることができる総合 的な相談窓口の設置及び、関係機関が連携しや すい包括的相談支援体制の構築をすすめていく。	令和6年4月予定	令和4年度 実施計画としてかかげ、体制整備に係る コンサル業務委託費を予算計上 令和5年度9月(予定) 相談体制構築事業の一つとしてスクール ライフカウンセラーの出張相談を開始。こ どもの相談に関して、子ども家庭支援セン ターと教育委員会との連携を深めていく。	相談体制構築に向けて、子どもの居場所 作りと併せた子育て相談窓口の設置や、 子ども家庭センターの設置(令和6年4月 予定)を行う。	子どもに関する総合的な相談窓 口として、各相談機関からの情 報をどのように集約していくか。 母子保健課及び教育機関との 具体的な連携方法など。	維持継続	子どもや保護者が気軽に訪れることが できる総合的な相談窓口の設置及び、 関係機関が連携しやすい包括的相談 支援体制の構築を促進するため
2	障がい事業課	音声パソコン等講習会	障がいのある方の情報・コミュニケーションのバ リアフリーを目指して、放送や通信などから日常生活 に必要な情報収集ができるようになることを目的と して、音声パソコン教室等を開催します。	平成30年	令和4年度 視覚障がいのある方が、画面読み上げソ フトを備えたパソコンを使用することによ り、放送や通信などから日常生活に必要な 情報収集ができるようになることを目的 として、音声パソコンによるメール送受信 の操作、ホームページの閲覧等を行っ た。(参加実人数11人)  令和5年度(予定) 視覚障がいのある方が、ボイスオーバ ー機能を用いてスマートフォンを使用す ることにより、放送や通信などから日常生 活に必要な情報収集ができるようになるこ とを目的として、基本的操作、基本的な通 話機能の使い方をを行った。 (参加募集人数9人)	令和5年度に引き続き、情報・コミュニ ケーションのバリアフリーを目指して、放 送や通信などから日常生活に必要な情報 収集ができるようになることを目的に、よ りニーズに合った、情報ツールの講習会 を行っていく。	市内の視覚障がい者のニーズ に合わせて、取り扱う情報ツ ールを変えていく必要がある。ま た、視覚障がいの特性を考慮し ながら、講義内容や会場確保、 周知の仕方を工夫して行う必要 がある。	維持継続	障がいのある方の情報・コミュニ ケーションのバリアフリーを目指して、放 送や通信などから日常生活に必要な情報 収集の取得を促進するため
3	障がい福祉課	重度訪問介護利用対象者大学等 修学支援事業	重度の障がいがある方に対して、大学への通学と 学内での修学時の身体介護等の支援に要する費 用を助成します。	令和4年度	令和4年度実績 実利用者数1人 令和5年度見込 実利用者数1人	利用状況やニーズを確認しながら、引き 続き事業を実施していく。	さらなる制度の周知・普及	維持継続	重度の障がいがある方に対して、大学 への通学と学内での修学時の身体介 護等の支援を行うため
4	障がい福祉課	重度障がい者等就労支援特別事 業	重度の障がいがある方に対して、通勤や職場内 においての身体介護等の支援に要する費用を支給 する事業です。	令和4年度	令和4年度実績 実利用者数0人 令和5年度見込 実利用者数1人	利用状況やニーズを確認しながら、引き 続き事業を実施していく。	さらなる制度の周知・普及	維持継続	重度の障がいがある方に対して、通勤 や職場内においての身体介護等の支 援を行うため
5									
6									
7									
8									
9									
10									

# 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

令和5年9月21日 第2回計画策定委員会  
参考資料 基本指針（概要）

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年4月末～5月半ば頃に告示予定。  
計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

## 2. 本指針の構成

### 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

### 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

### 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

### 3. 基本指針見直しの主な事項

#### ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

#### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

#### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

#### ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

#### ⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

#### ⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

#### ⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

#### ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

#### ⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

#### ⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

#### ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

#### ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

#### ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

#### ⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

### ①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

### ③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

### ④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

### ④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

### ⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

### ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

## 5. 活動指標

### ① 施設入所者の地域生活への移行等

#### (都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### (都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） 【新設】

#### (都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

### ③ 地域生活支援の充実

#### (都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

#### (都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

### ⑤ 発達障害者等に対する支援

#### (都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数

### ⑥ 障害児支援の提供体制の整備等

#### (都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

#### (都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 【新設】

### ⑦ 相談支援体制の充実・強化等

#### (市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 【新設】

### ⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

#### (市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

#### (都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

#### (都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み 【新設】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み 【新設】